

令和 8 年度第 1 回岩手県海岸漂着物対策推進協議会

日時：令和 8 年 6 月 29 日（月） 10：00～

会場：トーサイクラシックホール岩手 4 階 第 1 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事

- （１）令和 7 年度における海岸漂着物等のモニタリング調査結果について
- （２）第 3 期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画策定に向けた方向性案について
- （３）第 3 期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画策定に向けたスケジュールについて

4 その他

5 閉 会

【資料】

資料 1 岩手県における海岸漂着物のモニタリング実施状況

資料 2 岩手県の海岸漂着物対策の取組状況一覧

資料 3 沿岸市町村における補助金活用状況

資料 4 第 3 期計画策定の方向性案について

資料 5 方向性に係る論点

資料 6 策定に向けたスケジュール

参考資料 1 岩手県海岸漂着物対策推進協議会 設置要綱

参考資料 2 第 2 期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の概要

参考資料 3 第 2 期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画（本文）

【出席者名簿】

	所 属	役 職	構成員名	備 考
学識経験者	岩手県立大学研究・地域連携本部	名誉教授	渋谷晃太郎	座長
	東京大学大気海洋研究所	准教授	早川 淳	
住民及び民間の 団体	一般社団法人いわて流域ネットワーク	代表理事	内田 尚宏	
	一般社団法人岩手県工業クラブ	専務理事	山本 亮	オンライン
	岩手県漁業協同組合連合会	専務理事	佐々木安彦	
	岩手県商工会議所連合会	専務理事	工藤 直樹	欠席
	岩手県商工会連合会	専務理事	宗形 金吉	欠席
	全国農業協同組合連合会岩手県本部	営農支援部長	信田 陽一	欠席
	特定非営利活動法人浄土ヶ浜ネイチャーガイド	代表	鈴木 和昌	オンライン
関係行政機関	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所河川管理課	課長	工藤 一志	オンライン
	海上保安庁第二管区海上保安本部 釜石海上保安部警備救難課	課長	志戸前徹人	オンライン
	環境省東北地方環境事務所 環境対策課	課長	原田 和昭	
地方公共団体等	宮古市市民生活部くらし安全課	課長	和美 邦彦	オンライン
	大船渡市市民生活部市民環境課	課長	新沼 優	欠席
	久慈市生活福祉部生活環境課	課長	田高 慎	オンライン
	陸前高田市まちづくり推進課	主事補	伊藤 希	代理（オンライン）
	釜石市市民生活部環境課	課長補佐	千葉 一彦	代理（オンライン）
	岩手県市町村清掃協議会 (盛岡市環境部廃棄物対策課)	課長	小野 哲治	

【事務局】

岩手県	環境生活部	環境生活企画室	企画課長	村上 陽彦	
		資源循環推進課	総括課長	菊池 恭志	
	農林水産部	農村建設課	水利整備・管理担当課長	佐々木伸吾	
		農産園芸課	園芸特産担当課長	藤井 智克	
		森林保全課	技術主幹兼保全・治山林道担当課長	丸山 塁	
		水産振興課	振興担当課長	鈴木 寛人	
		漁港漁村課	漁港担当課長	佐野 一也	
	県土整備部	河川課	河川海岸担当課長	本間 崇志	
		港湾空港課	整備担当課長	阿部 貴之	

岩手県	環境生活部	資源循環推進課	資源循環担当課長	小原 哲也	
			主任主査	川又 康明	
			主査	佐藤 尊秀	
			主事	菊池 夏実	
			主事	早川 あめり	
		環境保健研究センター	技師	菊池 脩馬	

令和8年度第1回岩手県海岸漂着物対策推進協議会 座席表

日時: 令和8年6月29日(月) 10:00～

会場: トーサイクラシックホール岩手 第1会議室

【オンライン参加】

一般社団法人岩手県工業クラブ 山本亮専務理事
 特定非営利活動法人浄土ヶ浜ネイチャーガイド 鈴木和昌代表
 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 工藤一志河川管理課長
 海上保安庁第二管区海上保安本部釜石海上保安部 志戸前徹人警備救難課長
 久慈市生活福祉部生活環境課 田高慎生活環境課長
 宮古市市民生活部環境生活課 和美邦彦くらし安全課長
 釜石市市民生活部生活環境課 千葉一彦課長補佐兼廃棄物対策係長
 陸前高田市まちづくり推進課 伊藤希主事補

岩手県立大学研究・地域連携本部
 渋谷晃太郎名誉教授

東京大学大気海洋研究所
 早川淳准教授

一般社団法人いわて流域ネットワーク
 内田尚宏代表理事

岩手県漁業協同組合連合会
 佐々木安彦専務理事

環境省東北地方環境事務所
 原田和昭環境対策課長

岩手県市町村清掃協議会(盛岡市環境部廃棄物対策課)
 小野哲治廃棄物対策課長

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

報道機関席

一般傍聴席

一般傍聴席

受付

岩手県における海岸漂着物のモニタリング実施状況について

1 概要

第2期岩手県海岸漂着物推進計画において、県は、海岸漂着物等の組成及び存在量並びにこれらの経年変化を把握するため、定期的な調査を行うこととしている。

令和7年度も引き続き、海岸漂着物の量などの概況を把握することを目的とする「**海岸漂着物状況調査**」、漂着ごみの組成を分析することを目的とする「**漂着ごみ組成調査**」及び岩手県海域のプラスチックごみ分布状況の把握を目的とする「**海洋プラスチックごみ調査**」を実施した。

2 海岸漂着物状況調査について

(1) 調査趣旨

県内海岸管理者への照会により、県内海岸における海岸漂着物の概況を把握した。

(2) 調査方法

県内の県・市町村が所管する海岸を対象に、令和7年度に回収・処理した海岸漂着物等の重量及び主な内容等について、各海岸管理者に照会しとりまとめた。（本調査は平成30年度から実施している。）

(3) 調査結果（下の図表のとおり。）

ア 回収した漂着物の総量

令和7年度実績は、重量ベースで297.7トンであり、令和6年度比で132.3トン分総回収量が減少した。全体297.7トンのうち、人工物は35.0トンであり、人工物の回収量は令和6年度比で11.8トン増加した。

イ 漂着物の構成内容

令和7年度の調査結果においても、全体の多くを流木等の自然物が占めている一方、人工物ではプラスチックごみが大半を占めている。このうち、令和7年度の漁網・漁具の回収量は、24.7トン（前年比+9.7トン）となっており、漁網・漁具の流出防止、適正処理に関して引き続き取り組む必要がある。

ウ 地域別の分布（参考）

地域別の状況を見ると、年度によって総量や分布は異なるものの、漁港などの維持管理のため漂着物を回収・処理する割合が多い。（例：大船渡市、宮古市、山田町における市管理漁港へのごみ回収ボックス設置による漁業者との連携した取組など。）

【表1 : 県内海岸における海岸漂着物の回収・処理状況(分類別) 単位:トン】

内 訳	自然物・その他(※)					人工物									計
	流木	海藻	木(木材等)	その他	小計	ゴム	プラスチック類	漁網・漁具	金属	発泡スチロール	ガラス・陶器	紙	電化製品	計(人工物)	
平成30年度	168.7	124.1	0.0	116.8	435.6	0.0	21.2	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	26.0	435.6
令和元年度	3,118.3	10.0	0.5	221.5	3,451.5	55.0	12.3	25.4	8.0	0.5	0.0	0.0	0.0	101.2	3,451.5
令和2年度	290.5	0.5	16.4	0.2	320.4	0.3	4.7	6.5	0.9	0.4	0.2	0.0	0.0	12.9	320.4
令和3年度	332.8	0.0	28.7	0.3	361.8	5.5	15.8	19.6	0.5	0.0	0.0	0.7	0.0	42.1	403.8
令和4年度	354.9	0.0	16.9	0.7	372.5	2.7	6.5	11.0	3.8	1.9	0.0	0.1	0.0	26.0	398.6
令和5年度	356.0	6.8	20.8	4.1	387.6	0.8	7.1	23.0	0.1	0.6	0.0	0.0	0.0	31.6	419.2
令和6年度	334.1	0.1	32.4	40.3	406.8	0.7	7.1	15.0	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	23.2	430.0
令和7年度	223.4	0.0	22.4	16.8	262.7	0.5	8.8	24.7	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0	35.0	297.7
計	5,178.7	141.5	138.0	400.7	5,999.0	65.6	83.4	129.9	13.7	4.5	0.2	0.8	0.0	298.0	6,156.8

▶ ゴムを除き人工物の回収量は軒並み増加している。

【表2-1 : 市町村別県内海岸における海岸漂着物の回収・処理状況 単位:トン】

内訳	洋野町	久慈市	野田村	普代村	田野畑村	岩泉町	宮古市	山田町	大槌町	釜石市	大船渡市	陸前高田市	合計
管理海岸・港湾・漁港数	22	22	9	9	9	6	36	13	4	29	42	22	223
平成30年度	51.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	63.4	40.6	27.0	82.4	99.4	70.8	435.6
令和元年度	215.3	289.1	7.8	260.7	194.1	3.0	1,884.7	137.9	89.3	213.2	109.2	47.2	3,451.5
令和2年度	1.6	0.0	37.5	0.0	1.7	0.0	41.9	22.7	0.0	7.7	130.8	76.6	320.4
令和3年度	4.6	1.3	157.7	11.6	1.5	0.0	80.6	16.3	0.0	4.2	60.0	66.0	403.8
令和4年度	0.1	10.7	72.6	13.2	1.4	0.0	68.4	64.3	2.7	26.1	84.3	54.9	398.6
令和5年度	2.2	0.0	23.0	7.4	10.6	9.2	82.2	148.7	0.0	11.0	93.7	31.2	419.2
令和6年度	8.0	8.0	41.5	8.3	39.3	30.9	74.5	49.4	7.2	58.2	58.4	46.4	430.0
令和7年度	1.6	5.2	1.0	40.5	24.0	0.0	69.3	26.4	0.0	3.1	92.4	34.3	297.7
計	282.7	309.1	340.1	301.2	249.6	43.1	2,295.6	479.9	126.2	402.9	635.6	393.1	5,859.1

▶ 総回収量が多い市町村のトップ3は大船渡市、宮古市、普代村。続いて陸前高田市、山田町、田野畑村と続く。

【表2-2 : 市町村別県内海岸における海岸漂着物の回収・処理状況(人工物) 単位:トン】

内訳	洋野町	久慈市	野田村	普代村	田野畑村	岩泉町	宮古市	山田町	大槌町	釜石市	大船渡市	陸前高田市	合計
管理海岸・港湾・漁港数	22	22	9	9	9	6	36	13	4	29	42	22	223
平成30年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和元年度	0.9	0.1	0.4	5.3	18.0	0.0	61.3	8.6	0.0	2.1	3.9	0.6	101.2
令和2年度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	2.2	1.0	0.0	0.0	8.2	1.1	12.9
令和3年度	0.0	1.3	22.7	9.5	0.0	0.0	2.5	0.0	0.0	0.0	4.3	1.7	42.1
令和4年度	0.1	0.3	6.3	8.3	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	3.6	0.0	29.7
令和5年度	0.0	0.0	0.0	3.1	4.4	1.0	10.6	3.1	0.0	0.0	9.4	0.0	31.6
令和6年度	0.0	0.3	0.6	2.7	0.0	0.8	7.3	2.5	0.0	0.0	8.8	0.2	23.2
令和7年度	0.0	0.2	0.0	6.4	0.4	0.0	7.7	4.8	0.0	0.1	15.1	0.3	35.0
計	1.0	1.7	29.4	26.2	22.9	1.0	87.7	12.7	0.0	2.1	29.4	3.4	217.4

▶ 人工物の回収量が多い市町村も多い順に大船渡市、宮古市、普代村。

3 漂着ごみの組成調査の実施状況について

(1) 調査趣旨

海岸へのごみの漂着状況について定点調査を行い、漂着ごみの組成を分析する。

(2) 調査方法

県内海岸のうち5箇所を観測地点として選定し、観測地点の範囲内に漂着していたごみの個数や重量を計測した。

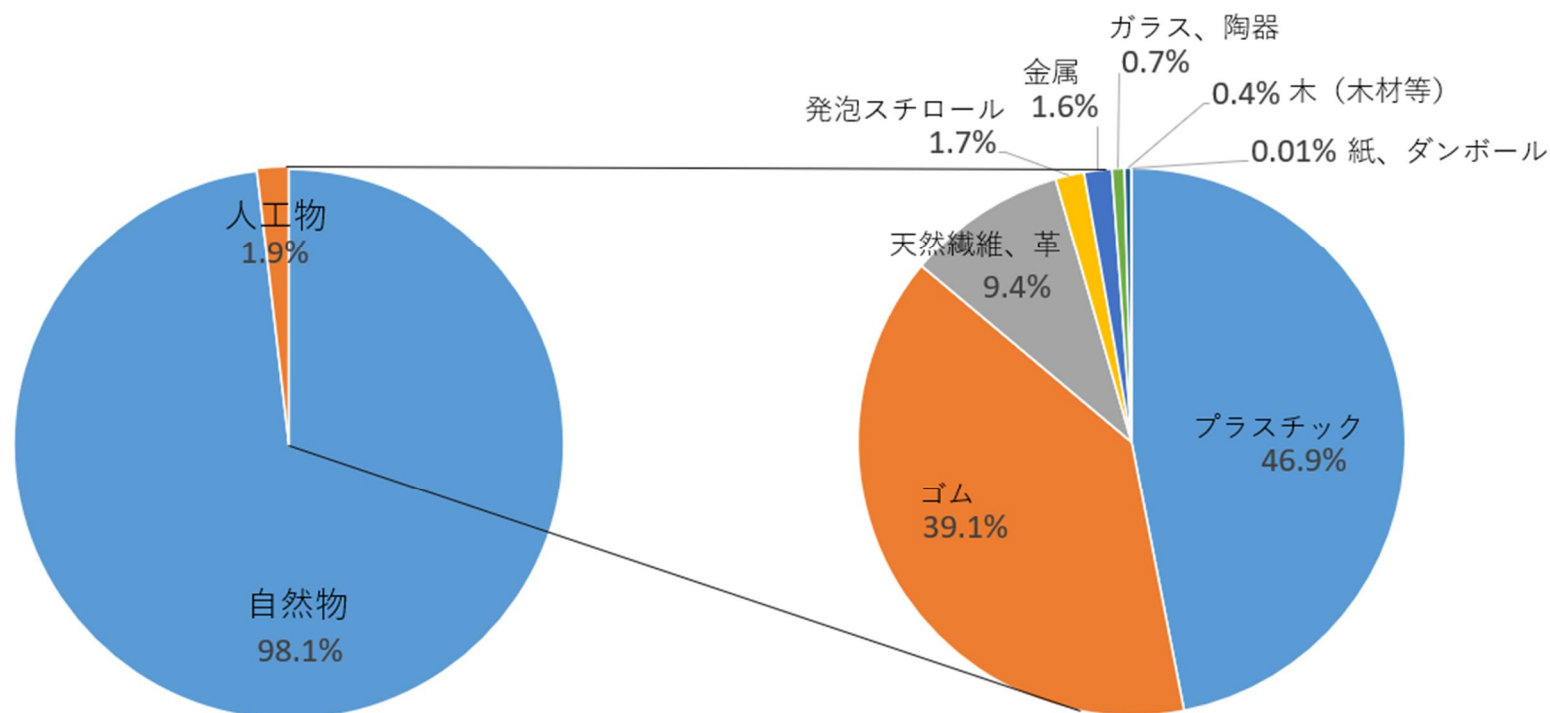
漂着ごみの分類や観測地点の選定等の調査手法については、環境省「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づき実施した。

(3) 調査時期

令和7年6月

(4) 調査結果

全体の約98.1%が自然物（流木や灌木、海藻等）であった。約1.9%が人工物であり、人工物の主な組成はプラスチック類46.9%、ゴム39.1%、天然繊維、革9.4%、発泡スチロール1.7%、金属1.6%、ガラス、陶器0.7%、木材0.4%、紙・ダンボール0.01%。



【図1：漂着ごみの構成（全体）】

回収量合計：3,266.5kg

【図2：漂着ごみの構成（人工物内訳）】

人工物回収量合計：61.8kg

【表 3：令和 7 年度漂着ごみモニタリング実施状況（人工物の組成内訳）】

大分類	項目	重量(kg)	個数(個)	重量割合 (%)
プラスチック	シートや袋の破片	7.1	0	11.48%
	漁網(漁具)	6.45	14	10.43%
	浮子(ブイ)(漁具)	5.25	4	8.49%
	硬質プラスチック破片	4.165	0	6.74%
	ロープ、ひも(漁具)	2.446	93	3.96%
	飲料用(ペットボトル)<1L	0.963	41	1.56%
	その他	0.668	0	1.08%
	アナゴ筒(フタ、筒)(漁具)	0.5	2	0.81%
	飲料用(ペットボトル)≥1L	0.45	9	0.73%
	その他の漁具	0.42	1	0.68%
	その他プラスチック袋	0.28	2	0.45%
	食品容器	0.078	1	0.13%
	ボトルのキャップ、ふた	0.074	22	0.12%
	その他の釣具	0.07	4	0.11%
	ライター	0.052	4	0.08%
	ストロー	0.02	2	0.03%
	生活雑貨(歯ブラシ等)	0.018	2	0.03%
	たばこ吸殻(フィルター)	0.01	4	0.02%

	その他のプラボトル<1L	0	0	0.00%
	その他のプラボトル類≥1L	0	0	0.00%
	マドラー、フォーク、ナイフ、スプーン等	0	0	0.00%
	カップ、食器	0	0	0.00%
	食品の容器包装	0	0	0.00%
	レジ袋	0	0	0.00%
	テープ(荷造りバンド、ビニールテープ)	0	0	0.00%
	ウレタン	0	0	0.00%
	カキ養殖用まめ管(長さ 1.5cm)(漁具)	0	0	0.00%
	カキ養殖用パイプ(長さ 10-20cm)(漁具)	0	0	0.00%
	かご漁具	0	0	0.00%
	釣りのルアー・浮き	0	0	0.00%
	釣り糸	0	0	0.00%
	苗木ポット	0	0	0.00%
	花火	0	0	0.00%
	玩具	0	0	0.00%
	プラスチック梱包材	0	0	0.00%
	シリンジ、注射器	0	0	0.00%
	分類に無いもので多数見つかった場合には記載 ()	0	0	0.00%
(発泡スチロール)	発泡スチロールの破片	1.05	0	1.70%
	食品容器(発泡スチロール)	0	0	0.00%

	コップ、食器(発泡スチロール)	0	0	0.00%
	発泡スチロール製フロート・浮子(ブイ)	0	0	0.00%
	発泡スチロール製包装材	0	0	0.00%
	分類に無いもので多数見つかった場合には記載 ()	0	0	0.00%
	その他	0	0	0.00%
木(木材等)	その他	0.25	2	0.40%
	木材(物流用パレット、木炭等含む)	0	0	0.00%
	分類に無いもので多数見つかった場合には記載 ()	0	0	0.00%
ゴム	タイヤ	21.7	4	35.10%
	玩具、ボール	1.05	23	1.70%
	靴(サンダル、靴底含む)	0.85	3	1.37%
	その他	0.6	2	0.97%
	風船	0	0	0.00%
	ゴムの破片	0	0	0.00%
	分類に無いもので多数見つかった場合には記載 ()	0	0	0.00%
ガラス、陶器	食品以外容器	0.221	2	0.36%
	蛍光管	0.133	1	0.22%
	その他	0.1	3	0.16%
	建築資材	0	0	0.00%
	食品容器	0	0	0.00%
	ガラス、陶器の破片	0	0	0.00%

	コップ、食器	0	0	0.00%
	電球	0	0	0.00%
	分類に無いもので多数見つかった場合には記載 ()	0	0	0.00%
天然繊維、革	ロープ、ひも	4.21	144	6.81%
	分類に無いもので多数見つかった場合には記載 ()	0.886	0	1.43%
	その他	0.742	15	1.20%
金属	ビンのふた、キャップ、プルタブ	0.253	6	0.41%
	金属製コップ、食器	0.228	2	0.37%
	アルミの飲料缶	0.18	8	0.29%
	その他	0.15	1	0.24%
	その他の缶(ガスボンベ、ドラム缶、バケツ等)	0.1	1	0.16%
	ワイヤー、針金	0.1	1	0.16%
	スチール製飲料用缶	0	0	0.00%
	フォーク・ナイフ・スプーン等	0	0	0.00%
	金属片	0	0	0.00%
	金属製漁具	0	0	0.00%
	分類に無いもので多数見つかった場合には記載 ()	0	0	0.00%
紙、ダンボール	紙製コップ、食器	0.007	1	0.01%
	タバコのパッケージ（フィルム、銀紙を含む）	0	0	0.00%
	花火	0	0	0.00%
	紙袋	0	0	0.00%

	食品包装材	0	0	0.00%
	紙製容器（飲料用紙パック等）	0	0	0.00%
	紙片（段ボール、新聞紙等を含む）	0	0	0.00%
	分類に無いもので多数見つかった場合には記載（	0	0	0.00%
	その他	0	0	0.00%
電化製品、電子機器	電化製品、電子機器	0	0	0.00%
自然物	流木（径 10cm 以上，長さ 1m 以上）	3193.224	18	97.76%
	灌木（植物片を含む、径 10cm 未満，長さ 1m 未満）	73.215	0	2.24%
	その他	0.05	25	0.00%
	分類に無いもので多数見つかった場合には記載（	0	0	0.00%

【表4：漂着ごみモニタリング実施状況（調査地点別）】

令和7年度 漂着ごみモニタリング実施状況

公所名	海岸名	実施日	重量(kg)	主な内容
県北土木	宇留部海岸	R7.7.2	3.21	プラ、金属、天然繊維、革
岩泉土木	明戸海岸	R7.6.5	142.46	プラ、金属、紙、天然繊維、自然物
宮古土木	松月海岸	R7.5.13～6.21	175.28	プラ、発泡スチロール、ゴム、金属、自然物
沿岸土木	水海海岸	R7.5.20～5.22	3,007.37	プラ、発泡スチロール、ガラス・陶器、金属、自然物
大船渡土木	高田海岸	R7.6.24	0.00	漂着ごみなし
合計			3,328.31	

大分類の内訳

(単位：kg)

大分類	宇留部海岸	明戸海岸	松月海岸	水海海岸	高田海岸	合計	比率
プラスチック	2.93	2.29	18.93	4.87		29.01	0.9%
発泡スチロール			0.55	0.50		1.05	0.0%
ゴム			23.60	0.60		24.20	0.7%
ガラス、陶器		0.35		0.10		0.45	0.0%
金属	0.23	0.23	0.40	0.15		1.01	0.0%
紙、段ボール		0.01				0.01	0.0%
天然繊維、革	0.05	4.24	0.40	1.15		5.84	0.2%
木（木材等）			0.25			0.25	0.0%
電化製品、電子機器						0.00	0.0%
自然物		135.34	131.15	3,000.00		3,266.49	98.1%
その他						0.00	0.0%
人力で動かせない物						0.00	0.0%
合計	3.21	142.46	175.28	3,007.37	0.00	3328.31	100.0%

4 海洋プラスチックごみ調査について

(1) 調査目的

第2期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画7. 1に基づく海岸漂着物等のモニタリングのうち、県内海域におけるプラスチックごみ（マイクロプラスチックを含む）の分布状況等を把握する。

(2) 調査内容

ア 調査方法及び調査対象

環境省「漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調和ガイドライン」（ver1.2）に準拠した方法とした。

調査対象はマイクロプラスチック（長径5mm以下）を含むプラスチックごみ（全サイズ）とした。なお、長径1mm未満のマイクロプラスチックは分析の精度が低いため参考値として報告する。

イ 調査地点及び回数

本県の北部（普代村黒崎沖）と南部（陸前高田市椿島沖）における岸から0海里地点と50海里（約93km）地点の合計4地点を調査地点とした。各地点について概ね4回（6月上旬、8月上旬、9～10月、1月下旬）調査を実施した。

ウ 試料採取の方法

本県水産技術センターが水産庁の「令和7年度水産資源調査・評価推進委託事業」で実施する定期調査に合わせ、漁業指導調査船「岩手丸」から開口部75cm四方のネットを曳網（船速1～3ノット、20分間）して海中の漂流物を採取した。

エ 分析方法

採取した試料はプラスチックごみ以外の自然物（砂粒、植物片、プランクトン等）を多量に含むため、金属ふるいや比重分離等により分離しながら目視によりプラスチックごみを摘出・回収した。その後、FT-IR法^{*}によりプラスチックごみの同定を行った。

※FT-IR法…物質に赤外線を照射し、どの波長がどの程度吸収されたか（スペクトル）をデータベースと照合し、材質を同定する方法。

(3) 調査結果

調査結果は表5のとおり。調査した全ての検体から複数種類のプラスチック粒子が検出された。【中】サイズ（ $1.0\text{ mm} \leq d \leq 5.0\text{ mm}$ ）の個数密度は0.026～0.961個/ m^3 と、前年度の半分程度（R6：0.044～1.935個/ m^3 ）であった。【中】サイズの個数密度が最大（0.961個/ m^3 ）となったのは、第3回調査時に南部沖合で採取された試料で、形態としては破片が、材質としてはポリエチレン又はポリプロピレンが大半を占めた。

全体的に、粒子形状は破片状の粒子が最も多く、材質ではポリエチレンとポリプロピレンが大部分を占めた。

特異的な組成としては、第4回調査の南部沿岸の試料で、【中】サイズの41個中、54%が繊維の形態であった。材質はポリエステル（表中では「他プラ」の分類）であったことから、衣服等の繊維製品から発生したものと推察された。

本年度の調査結果では、【中】サイズの個数密度が過年度の数値を上回るデータは無かったが、全ての検体から複数種類のプラスチック粒子が

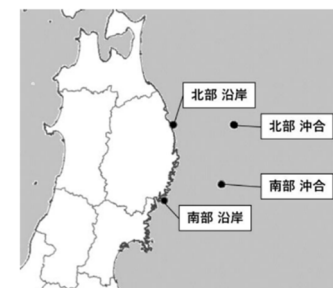


図3 調査地点



図4 曳網のようす

検出された。

令和3年度から令和7年度までの調査結果から【中】サイズ個数密度を箱ひげ図（図6）として表示すると、各地点において、○で表示された特異的に数値が高かった事例があり、沿岸が沖合よりも数値が高かった。また数値の中央値50%範囲を示す箱からは、ばらつきの程度が沿岸が沖合と比較して大きいことがわかった。

これまでの調査で、アミ類や稚魚などの生物体や、藻類や落枝などの漂流物が多く含まれている試料にはプラスチック粒子が多く含まれていたことから、採取地点が、潮目のように浮遊物が集積する地点に当たると、検出されるプラスチックごみの個数及び密度も増加し特異的に高い数値を示したものと推察された。

このように、個数密度には海況等が大きく影響していたものと思われるが、岩手県水産技術センターがホームページで公開している沿岸定線海洋観測結果に示された、試料採取時の各地点における親潮、黒潮及び津軽暖流の入り込みを示すデータや流向と、プラスチック粒子数の数値には明瞭な関連は認められなかった。但し、令和7年度は、それまで継続した黒潮大蛇行が終息したという大きな海況の変化があったことから、今後のデータの積み重ねにより、海流変動の寄与を考察できる可能性がある。

		第1回調査				第2回調査				第3回調査				第4回調査	
		北部沿岸	北部沖合	南部沿岸	南部沖合	北部沿岸	北部沖合	南部沿岸	南部沖合	北部沿岸	北部沖合	南部沿岸	南部沖合	北部沿岸	南部沿岸
ろ水量の推計値 (m³)		296	440	263	249	233	226	254	304	94	242	173	185	232	292
最大フェレー径 (d) 別 粒子個数 (個)	【小】 d < 1.0 mm	16	2	1	7	1	0	0	1	2	0	7	10	0	20
	【中】 1.0 mm ≤ d ≤ 5.0 mm	89	18	11	35	6	18	7	21	17	42	68	178	8	41
	【大】 d > 5.0 mm	23	7	2	11	10	8	10	9	3	7	18	43	3	2
	合計	128	27	14	53	17	26	17	31	22	49	93	231	11	63
個数密度 (個/m³)															
形状別粒子個数 (個) (【中】画分)	破片	90 (66)	25 (17)	10 (9)	35 (25)	15 (6)	20 (18)	9 (5)	29 (21)	19 (16)	38 (34)	62 (55)	195 (169)	7 (6)	35 (18)
	フィルム	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (3)	6 (3)	18 (8)	0 (0)	1 (1)
	繊維	38 (23)	2 (1)	2 (0)	14 (7)	1 (0)	6 (0)	8 (2)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (6)	15 (0)	2 (0)	27 (22)
	発泡体	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (4)	3 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (1)	3 (2)	1 (0)	2 (2)	0 (0)
材質別粒子個数 (個) (【中】画分)	ポリエチレン	56 (39)	26 (17)	8 (6)	45 (31)	10 (5)	15 (10)	12 (4)	19 (13)	11 (10)	28 (25)	40 (31)	124 (100)	5 (4)	14 (11)
	ポリプロピレン	52 (36)	1 (1)	5 (4)	4 (2)	6 (1)	9 (7)	2 (0)	9 (6)	4 (3)	12 (11)	33 (21)	90 (65)	3 (1)	5 (4)
	ポリスチレン	3 (3)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	7 (4)	9 (6)	20 (16)	14 (11)	0 (0)	0 (0)
	他プラ	17 (11)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	1 (0)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	3 (3)	44 (26)

表5 【調査結果】

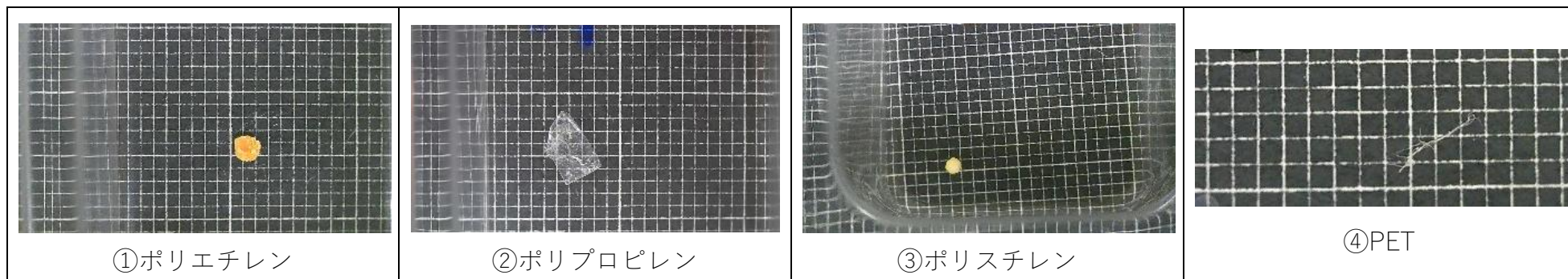


図5 令和7年度調査で検出されたプラスチックごみの一部

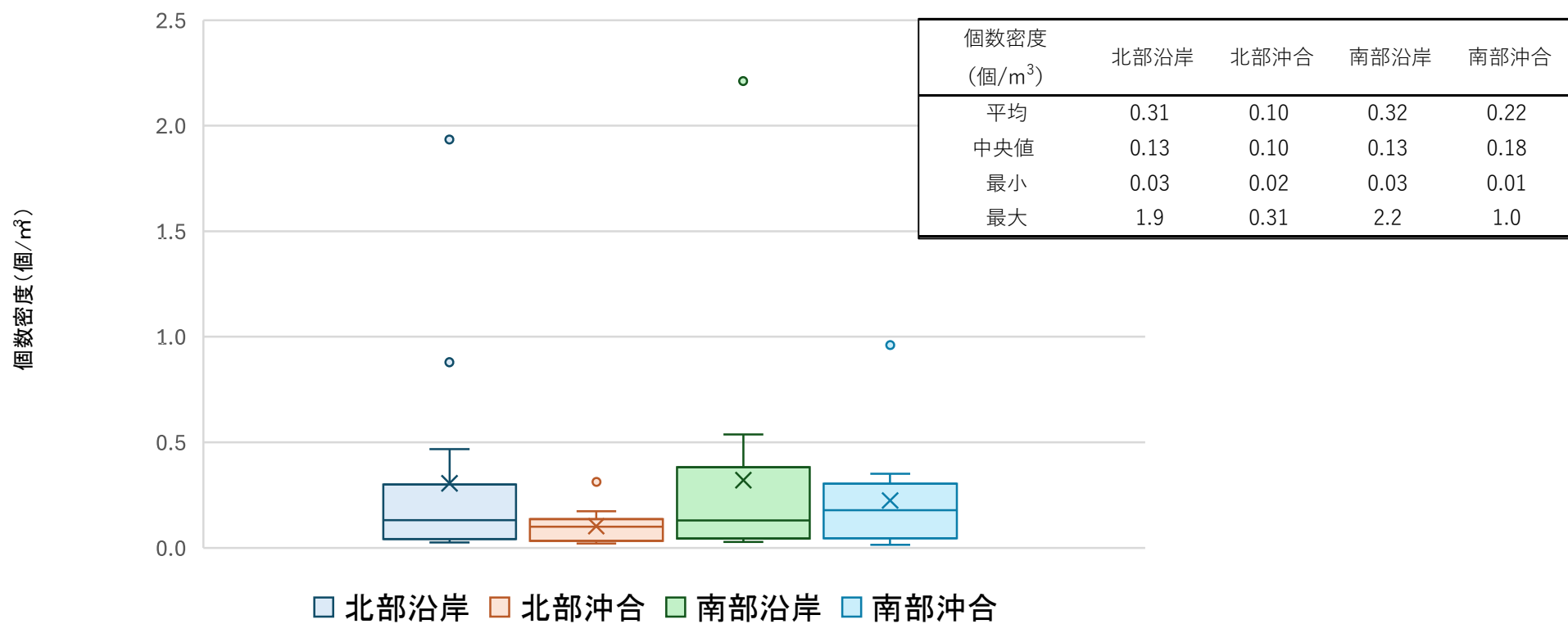


図6 令和3年度～7年度の調査結果 【中】 サイズの個数密度のデータ範囲

○第2期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画に基づく取組状況一覧表

項目	事業名	取組の概要	令和6年度の取組実績	令和7年度の取組内容	今後の対応方針、課題	関係課
(1) 海岸漂着物等の円滑な処理						
ア 海岸管理者等の処理の責任						
(ア) 海岸管理者等の処理の責任	漁港管理運営費	漁港及び海岸区域内の海岸漂着物を回収し、適正に運搬・処理を行う。	流木等の漂着物の回収を行った。	管理する漁港海岸に漂着した漂着物を適切に回収・運搬及び処理を行う。	引き続き、漁港及び海岸保全区域内における漂着物の回収・処理に取り組む。	漁港漁村課
	河川海岸等維持修繕	管理する海岸に漂着した漂着物の回収・処理を行う。	流木等64.5 tの漂着物の回収・処理を行った。	管理する海岸に漂着した漂着物の回収・処理を行う。	引き続き、管理海岸における漂着物の回収・処理に取り組む。	河川課
	港湾快適環境推進事業費	港湾に漂着する海洋ごみの回収・処理を行う。	流木等13.36 tの漂着物の回収・処理を行った。	港湾に漂着する海洋ごみの回収・処理を行う。	引き続き、港湾における漂着物の回収・処理に取り組む。	港湾空港課
(イ) 市町村の協力義務	海岸漂着物地域対策推進事業費	市町村が行う海洋ごみの回収・処理や発生抑制対策の取組に対してその経費を補助する。	4市町（大船渡市、陸前高田市、宮古市、山田町）に対し補助を実施。	6市町村（宮古市、大船渡市、山田町、大槌町、陸前高田市、田野畑村）に対し交付決定。	補助制度を活用した市町村の取組を一層促進する必要がある。	資源循環推進課
ウ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携						
エ 漂流ごみ等の円滑な処理の推進	—	海岸保全区域内において、月1回巡回点検を行っており、漂流ごみ等の円滑な処理に努めている。	海岸保全区域内において、月1回巡回点検を行っており、漂流ごみ等の円滑な処理に努めている。	海岸保全区域内において、月1回巡回点検を行っており、漂流ごみ等の円滑な処理に努めている。	取組を継続し、漂流ごみの円滑な処理に努める。	漁港漁村課
オ 海岸漂着物等の適正処理						
(ア) 不法投棄物の適正処理	—	海岸漂着物等が不法投棄等によって生じたものであることが明らかである場合は、その原因者の責任において処理がなされるよう、必要な措置を講ずる。	県が対応を要する不法投棄事案は発生していないが、引き続き、監視指導等不法投棄の防止に努める。	県が対応を要する不法投棄事案は発生していないが、引き続き、監視指導等不法投棄の防止に努める。	監視指導等による不法投棄の防止に努め、不法投棄が発見された場合には必要な措置を講ずる。	資源循環推進課
(イ) 災害廃棄物等の適正処理	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びごみ等の処理を行う。	当該事業の対象となる洪水、台風等がなかった。	当該事業の対象となる洪水、台風等が発生し流木等の処理の必要が生じた場合には、適切に処理を行う。	当該事業の対象となる洪水、台風等が発生し流木等の処理の必要が生じた場合には、適切に処理を行う。	河川課
	港湾災害復旧事業	台風等により港湾に漂着した流木等の海洋ごみの回収・処理を行う。	当該事業の対象となる台風等がなかった。	当該事業の対象となる台風等が発生し、流木等の処理の必要が生じた場合には、適切に処理を行う。	当該事業の対象となる台風等が発生し、流木等の処理の必要が生じた場合には、適切に処理を行う。	港湾空港課
	・災害復旧事業（国庫及び県単独） ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対	洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びごみ等を回収・運搬及び処理するもの。	台風及び低気圧等により、漁港内に漂着した流木等103.8 tを、災害復旧事業により、回収・運搬及び処理した。	台風及び低気圧等による漂着物が発生した際は、適切に処理を行う。	今後も漂着物の規模や、漂着場所等により、該当する事業において、適正に回収・運搬及び処理を行っていくこととする。	漁港漁村課
(ウ) 大量の海岸漂着物等が集積する地域における処理の推進等	—	海岸漂着物等により地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがある場合は、環境省その他の関係行政機関に対し、当該海岸漂着物等の処理について協力を求める。	対応を要する事例はなかった。	現時点では対応を要する事例は発生していない。	必要に応じ、関係機関と連携して対処する。	資源循環推進課

資料2

第2期計画の実施状況の検証

基本方針1：海岸漂着物等の円滑な処理

- 1 第2期計画に定めた方針及び重点区域における対策内容
- ・海岸管理者は、その管理する海岸において清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講ずる。
 - ・漂流ごみが生活・経済活動に支障を及ぼしている場合には、漁業者等と連携した市町村の取組を支援。

2 第2期計画期間中の実績

環境省補助事業（R2～）の活用は6市町村（大船渡市・陸前高田市・宮古市・山田町・大槌町・田野畑村）。うち大船渡市、山田町で漁業者と連携した取組を実施。

3 課題

特に県北沿岸地域において、海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の活用が図られていない。



↑山田町が国庫補助を活用して設置した漂流ごみ回収BOX

項目	事業名	取組の概要	令和6年度の取組実績	令和7年度の取組内容	今後の対応方針、課題	関係課
(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制						
ア 流域圏が一体となった取組の推進						
(イ) 各流域で活動する団体の連携	環境学習交流センター管理運営費	県内各地域の環境保全活動等の連携を促進するため、フォーラムを開催する。	「水と緑の交流フォーラム（意見交換会）」を開催（R6：1回（11/30、盛岡市））。	「水と緑の交流フォーラム（意見交換会）」を開催（R7：1回（11/29、盛岡市））。	県内各地域の環境保全活動等の連携交流を促進するため、継続してフォーラムを開催する。	環境生活企画室
(ウ) 優良事例の表彰	環境政策事務費	市町村、振興局から推薦のあった環境保全活動や水と緑を守り育てる取組を実施している個人・団体を顕彰するもの。（岩手県環境保全活動表彰・水と緑を守り育てる活動知事感謝状）	岩手県環境保全活動表彰では、6個人・4団体、水と緑を守り育てる活動知事感謝状では2団体を表彰した。	岩手県環境保全活動表彰では、6個人・4団体、水と緑を守り育てる活動知事感謝状では4団体を表彰した。	環境保全活動等に取り組んでいる団体等の掘り起こしを進め、優良事例の表彰に繋げる。	環境生活企画室
イ 海岸・河川清掃を担う団体の育成等						
	海岸漂着物等地域対策推進事業費	県内各地域の団体との連携により、新たに海洋ごみ等の清掃活動を行う団体への支援・コーディネートを実施する。	1団体6万円を上限として、海ごみに係る環境学習とセットで清掃活動を行う団体へ支援。（7団体に対し交付決定。）	岩手県立大学との地域協働研究により、清掃活動を見える化するアプリケーションを開発に協力し、試験運用に關し周知を図った。試験運用に協力いただいた団体には活動経費を支援。	翌年度以降も地域協働研究を継続し、清掃活動に県民が参画しやすい仕組みづくりに取り組む。	資源循環推進課
ウ プラスチックごみの削減等3Rの推進						
(ア) いわて三ツ星ecoマナーアクション	循環型地域社会形成推進事業費	いわて三ツ星ecoマナーの普及を通じて、ごみのポイ捨て禁止や使い捨てプラスチックの排出抑制を啓発する。	新聞、バス広告、ラジオ広報等を通じて、プラごみの削減につながるecoマナーの啓発を実施した。	新聞、バス広告、ラジオ広報等を通じて、3Rをはじめとしたecoマナーの啓発を実施予定。	事業者の協力も得ながら、県民へのecoマナー普及に取り組む。	資源循環推進課
(イ) 環境省「プラスチック・スマート」キャンペーンに基づく取組	循環型地域社会形成推進事業費	-	プラスチックごみを減らすため、プラスチックごみの削減に積極的に取り組むお店を「いわてプラごみ削減協力店」として登録。認定店にはプラスチック代替試供品を提供するとともに、各店舗の取組はSNS等でPRする。	プラスチックごみを減らすため、プラスチックごみの削減に積極的に取り組むお店を「いわてプラごみ削減協力店」として登録。各店舗の取組はSNS等でPRする。	地域の取組を波及させ活性化を促すため、活動状況の情報収集、見える化や情報共有に取り組む。	資源循環推進課
(ウ) エコ協力店いわて認定事業	循環型地域社会形成推進事業費	ごみの減量化やリサイクルに取り組む小売店やサービス業を営む営業所をエコショップ、飲食店をエコレストラン、宿泊施設をエコホテルとして認定し、事業者の自主的な取組を促進する。	特定プラスチック使用製品を扱う事業者を認定対象とした。エコ協力店いわて認定店舗数は323店舗となった。	3R啓発POPを店舗内に掲示していただくなど、認定店舗と連携した啓発活動を実施予定。	店舗におけるごみの減量化や使い捨てプラスチックの削減を支援するとともに、エコ協力店認定店舗を通じた消費者への意識啓発を推進する。	資源循環推進課
(エ) プラスチック代替素材等普及啓発促進事業	循環型地域社会形成推進事業費	プラスチックごみの削減に積極的に取り組む店舗をいわてプラごみ削減協力店として認定し、事業者の自主的な取組を促進する。	プラスチック代替製品の使用を検討する認定店に対し試供品を提供し、導入を支援。	いわてプラごみ削減協力店の登録店拡大に向けて啓発を実施し、令和6年10月1日時点で187店舗を登録。	店舗におけるプラスチックごみの削減やプラスチック代替製品の導入を支援するとともに、いわてプラごみ削減協力店認定店舗を通じた消費者への意識啓発を推進する。	資源循環推進課
(オ) 岩手県再生資源利用認定製品制度による認定	循環型地域社会形成推進事業費	廃棄物等の再生資源を利用し、一定の基準を満たす優良なリサイクル製品を認定し、廃棄物の減量や資源の有効利用等を促進する。	新たに2製品の認定を行った。	事業者に働きかけて認定製品の拡大を図るとともに、認定製品の優先利用を啓発する。	引き続き、認定制度の普及を図り、プラスチックごみの削減に資する取組を支援する。	資源循環推進課
(カ) 産業・地域ゼロエミッション推進事業	循環型地域社会形成推進事業費	事業者における廃棄物の3Rを支援するため、コーディネーターによる助言や、取組に要する経費への補助を行う。	プラスチック再商品化事業者開拓支援事業のメニューを新たに創設し、県内で製品プラスチックのマテリアルリサイクルに取り組む事業者を育成。	プラスチック再商品化事業者開拓支援事業により、県内で製品プラスチックのマテリアルリサイクルに取り組む事業者を引き続き支援。	引き続き、事業者への助言や補助事業の実施により、プラスチックごみの削減に資する取組を支援する。	資源循環推進課
(キ) 農業用廃プラスチックの適正処理の推進	-	農協、市町村及び県等で構成する各地域協議会等が中心となり、農業廃プラスチックの組織的な回収、適正処理に向けた取組を実施。	各地域協議会等において、農業者に対して適正処理にかかる啓発資料の配布や指導を実施。	各地域協議会等において、農業者に対して適正処理に係る啓発資料の配布や指導を実施。	適切な処理が実施されるよう、引き続き各地域協議会等と連携し、分別の徹底と回収を指導していく。	農産園芸課
エ ごみ等の投棄の防止等						
(ア) クリーンいわて運動の実施	循環型地域社会形成推進事業費	地域におけるポイ捨てや不法投棄の防止、清掃活動の実施による快適な生活環境の保全などに取り組む県民運動と	クリーンいわて行動の日として6月5日に清掃活動を実施し、職員88名が参加した。（7月は雨天により中止）	クリーンいわて行動の日として6月5日に清掃活動を実施し、職員65名が参加した。	引き続き、地域の環境美化及び環境保全のため、全県での運動を推進する。	資源循環推進課

第2期計画の実施状況の検証

基本方針2:海岸漂着物等の効果的な発生抑制

1 第2期計画に定めた方針及び重点区域における対策内容

- ア 流域圏が一体となった取組の推進**
→ 住民参加による地域資源を活かした環境保全活動を実施
- イ 海岸・河川清掃を担う団体の育成等**
→ 地域で海岸・河川清掃や普及啓発活動等の中核的役割を担う人材等の育成・支援を推進
- ウ プラスチックごみの削減等3Rの推進**
→ エコ協力店認定事業等、廃棄物の減量化等の施策の推進、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックごみの排出抑制、再資源化に向けた取組、市町村が行う分別収集・再資源化への技術的援助の実施
- エ ごみ等の投棄の防止**
→ 「海ごみゼロウィーク」や環境月間等における取組を推進

2 第2期計画期間中の実績

- ア 振興局における流域協議会等における情報共有。**
- イ 環境学習とセットで清掃活動を行う団体等のコーディネート、支援を実施（R5～R6）。岩手県立大学による清掃活動の見える化アプリ開発（R7～）。**
- ウ プラごみ削減協力店、エコ協力店認定制度等によるプラスチックごみ排出抑制の取組の推進。**
- エ 大船渡市碓石海岸における「海ごみゼロウィーク」清掃イベント（R5）、クリーンいわて行動の日、産廃Gメンによる不法投棄防止パトロールによる流出抑制。**

3 課題

- ・ 県内におけるプラスチック製廃棄物の発生抑制、リサイクルの仕組みが十分に構築できていない。
- ・ 事業活動に伴って発生するプラスチックごみの流出防止対策、生活系ごみの流出・飛散防止対策の展開が図れていない。
- ・ 岩手県の海岸において継続的に一定量のプラスチックごみが漂着し続けている。



↑ minoruイワテに投稿された岩手高校の生徒の活動写真

項目	事業名	取組の概要	令和6年度の取組実績	令和7年度の取組内容	今後の対応方針、課題	関係課
(イ) 不法投棄監視パトロールの実施	廃棄物適正処理監視等推進費	警察署、海上保安部、市町村、一般社団法人岩手県産業資源循環協会等と連携した不法投棄監視パトロール等を実施した。	合同会議及びパトロールを実施した。	合同会議及びパトロールを実施した。	引き続き、関係機関と連携して不法投棄防止のための効果的な監視等の方を検討するとともに不適正処理の早期発見、早期対応に努める。	資源循環推進課
(ウ) 青森・秋田・宮城県環境合同会議・合同パトロールの実施	廃棄物適正処理監視等推進費	隣県との情報共有を図るとともに、合同でのパトロールを実施する。	合同会議及びパトロールを実施した。	青森県、秋田県及び宮城県と合同で会議及びパトロールを実施した。	引き続き、関係機関と連携して不適正処理の早期発見、早期対応に努める。	資源循環推進課
(エ) 産業廃棄物適正処理指導員（産廃Gメン）による活動	廃棄物適正処理監視等推進費	産業廃棄物適正処理指導員（産廃Gメン）による監視指導及び産業廃棄物の適正処理の普及啓発を行う。	産廃Gメン11名を各振興局に配置し、パトロールや施設への立入検査等の監視指導、普及啓発を行った。	産廃Gメン11名による監視指導、普及啓発を継続して実施。	引き続き監視指導を行い、不適正処理の早期発見、早期対応に努めるとともに適正処理の普及啓発を行う。	資源循環推進課
エ ゴみ等の水域等への流出又は飛散の防止	—	県が所有・管理する土地において、ごみが流出、飛散しないよう適切に管理する。	管理施設等において、適切にごみの処分を行っている。	管理施設等において、適切にごみの処分を行っている。	市町村等との連携により、県民の理解促進に努める。	資源循環推進課
オ 流木等の水域等への流出の防止	河川海岸等維持修繕	河川内の支障木の伐採を行う。	県内管理河川において支障木の伐採を実施。	令和6年度に引き続き、閉伊川などにおいて支障木の伐採を実施。	支障となる樹木を伐採する等適正な維持管理を行う。	河川課
(3) 環境学習・普及啓発						
ア 環境学習	いわての優れた環境を守る人づくり事業費	環境問題に関する研修会の実施により、地域で中心となって活動する環境人材を発掘・育成する。	全6回の講座を開催し、延べ178名が参加・20名が修了した。	環境に関する全6回の講座を開催し、新たな環境人材を発掘・育成する。（11月末時点で5回開催）	若者の環境関連人材の発掘及び育成を図るため、引き続き集合開催とオンライン開催を併用して実施する。	環境生活企画室
	環境学習交流センター管理運営費	環境学習の拠点施設である環境学習交流センターにおいて、環境学習や環境保全活動の支援を行う。	・環境活動に関する専門家である環境アドバイザーを派遣し、地域における環境学習及び環境保全活動を支援した。（派遣回数231回）	・環境アドバイザーを派遣し、環境学習及び環境保全活動を支援する。	引き続き、環境学習講座の開催や環境アドバイザーの派遣等により、環境学習や環境保全活動を支援する。	環境生活企画室
イ 普及啓発	海岸漂着物地域対策推進事業費	海に流出するごみを抑制するため、各種広報や普及啓発事業を通じて、海洋ごみ問題に係る県民の理解向上や多様な主体の参画の促進に取り組む。	・県教育委員会事務局と連携し、海洋ごみ啓発パンフレットを、約10,000部（県内の小学6学年生全員を対象）紙ベースで小学校に配布。 ・資源循環推進課と水産振興課連名で、海洋ごみ啓発パンフレットを作成、約1,200部を漁協役員や漁業者へ紙ベースで配布。	・県教育委員会事務局と連携し、海洋ごみ啓発パンフレットを県内小学校にデータで配布。 ・海洋プラスチック汚染及び県内の活動団体の取組について周知するページを岩手県ホームページ内に新設。 ・昨年度同様、海洋ごみ啓発パンフレットを岩手県漁連を通じて約380部を漁業者へ紙ベースで配布。	・県民に対し、海洋ごみに対する問題意識について定着を図るとともに、地域の取組事例の共有によって、課題解決に向けた活動への参加を促す。 ・パンフレットも活用しながら、地域と連携した環境学習に取り組むとともに、取組状況の情報発信を通じて県民への波及を図る。	資源循環推進課 水産振興課
ウ 民間団体等との連携	環境学習交流センター管理運営費	県内各地域の環境保全活動等の連携交流を促進するため、フォーラムを開催する。また、流域単位の連携交流事業を行い、協働取組や活動を促す。	「水と緑の交流フォーラム（意見交換会）」を開催（R6：1回（11/30、盛岡市））。	「水と緑の交流フォーラム（意見交換会）」を開催（R7：1回（11/29、盛岡市））。	県内各地域の環境保全活動等の連携交流を促進するため、継続してフォーラムを開催する。	環境生活企画室

発展させていきたい取組(関係団体と連携した啓発活動) マ

第2期計画の実施状況の検証

基本方針3：環境学習・普及啓発

- 第2期計画に定めた方針及び重点区域における対策内容
 - 環境学習
 - 環境等に関する教育、学習の振興
 - 普及啓発
 - インターネット等を活用した県民への情報提供
 - 県民一人ひとりが主体となった取組の推進
 - DXの視点を盛り込んだ県民運動の展開に向けた仕組みの構築
 - 民間団体等との連携
 - 地域で重要な役割を果たしている民間団体と連携した普及啓発や環境学習を推進
- 第2期計画期間中の実績
 - 沿岸広域振興局保健福祉環境部による沿岸地域の持続可能な環境学習推進事業(令和7年度は6団体に委託)
 - 環境学習資料(小学校向け)の作成・配布
 - 海洋プラスチック汚染啓発ページの作成、ボランティア団体と連携した漂着物作品展示の開催、県漁連と連携した漁業者向け海ごみ啓発パンフレットの配布等
- 課題
 - 特に内陸部の住民に対して、街中のごみが河川を通じて海洋へ流出し海洋汚染につながっていることを周知する機会が不足。



↑ 浄土ヶ浜ビジターセンター主催のイベント「みちのく潮風トレイル整備in岩泉町」



↑ アイナの環境学習交流センターに展示されたボランティア



↑ 海洋プラスチック汚染問題の啓発を目的とした県内のボランティア団体による海ごみ作品づくりワークショップ（久慈市）

項目	事業名	取組の概要	令和6年度の取組実績	令和7年度の取組内容	今後の対応方針、課題	関係課
(4) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保						
関係者の相互協力 及び役割分担	海岸漂着物等 地域対策推進 事業費	岩手県海岸漂着物対策推進協議会での 情報共有や意見交換等を通じて、取組 の推進や関係機関の連携を図る。	協議会を通じて、海岸漂着物に係る 情報共有や意見交換等を行うとともに 、実施結果を公表した。	協議会を通じた情報共有等を行う とともに、ホームページ等を通じて 、関係団体の取組状況の情報共有 を図っている。 【ボランティア団体との連携】 (再掲) 県内の公共施設において、漂着 物作品の展示企画や作品づくり ワークショップを県や市町村と連 携して開催 【県漁連との連携】 (再掲) 水産振興課及び県漁連と連携 し、漁業者向け海洋プラスチック 汚染啓発パンフレットを各漁協に 配布するとともに、県漁連の専務 理事が各漁協を回って漁業系廃棄 物の適正管理・処理の呼び掛けを 実施 【県立大学との協働】 (再掲) 清掃活動見える化システムを県 との地域協働研究で開発し、県民 の参画の仕組みづくりを推進。	これまで以上に各団体・関係機 関・県民との連携を広げ、海洋プ ラスチック汚染対策が各分野で進 むよう取り組む。 (例) 全農いわてと連携したプラス チック被覆肥料殻の回収のモデル ケース支援、北上川流域の自治体 と連携した啓発活動等	資源循環推 進課
(5) その他						
ア モニタリング の実施	-	海岸漂着物等の組成及び存在量並びに これらの経年変化を把握するために定 期的な調査を行う。	・ 県内海岸における海岸漂着物等 の回収・処理状況調査 ・ 沿岸5地区での定点調査 ・ 環境保健研究センターとの連携 により、県内海域のマイクロプラス チックのモニタリング調査を実施	左記の調査に加えて、環境保健研 究センターとの連携により、県内 海域のプラスチックごみの調査を 実施。	海洋ごみの状況を把握するため には、継続的な調査の実施が必要。 調査結果は効果的な発生抑制対策 等の検討等に活用する。	資源循環推 進課
イ その他	-	-	-	-	-	-

発展させていきたい取組(関係団体と連携の促進・多様化) ↑



↑ J Aいわて花巻花巻地域青年部による地域貢献活動
(農業用廃プラ回収 花巻市内)



↑ 東京大学大気海洋研究所及び岩手県沿岸広域振興局が主催する
海と希望の学校 ビーチクリーン・ウォーク



↑ いわて生活協同組合及びみちのくコカ・コーラボトリング(株)による
海洋ごみ対策に対する寄附金贈呈式 (令和7年11月5日、盛岡市内)

第2期計画の実施状況の検証

基本方針4: 多様な主体の役割分担と連携確保

1 第2期計画に定めた事項

- ・ 多様な主体が適切な役割分担のもとに相互に協力
- ・ 民間団体の活動の充実に向けて広報活動、調査研究結果の提供、各種助成制度の情報提供等を通じて民間団体の活動を支援
- ・ 海岸漂着物対策推進協議会の設置等ネットワークづくりに取り組み、隣県と情報交換し、流域圏の関係主体が一体となった取組を推進

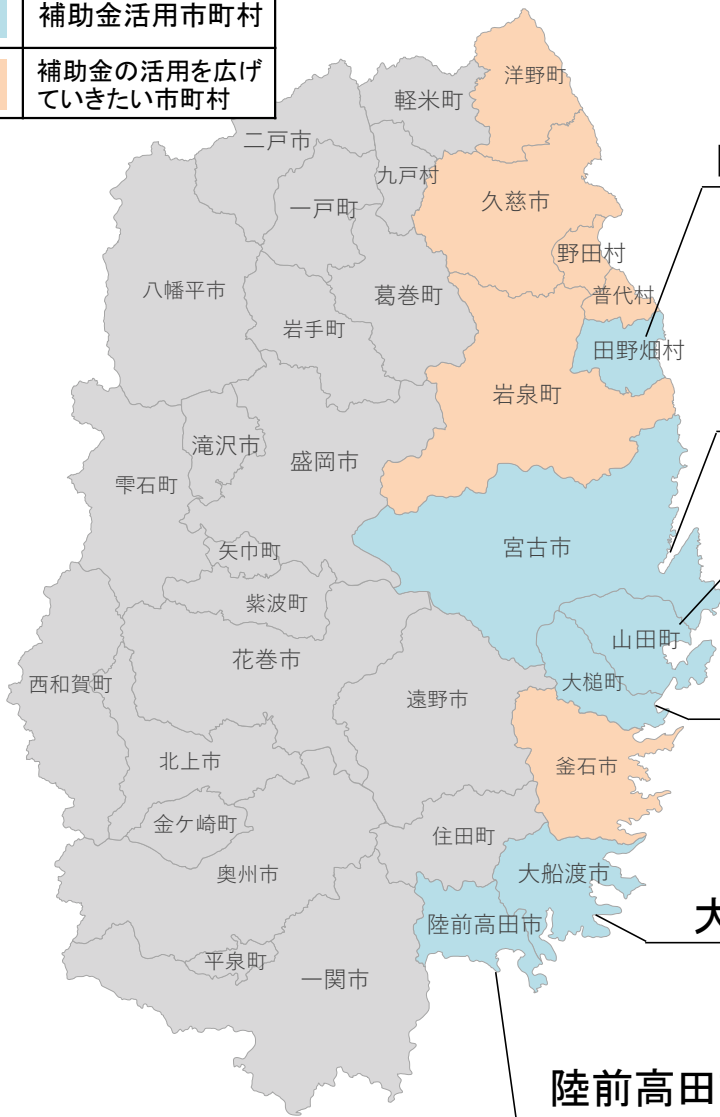
2 第2期計画期間中の実績

県立大学と連携した清掃活動見える化システムの開発、ボランティア団体と連携した漂着物作品展示の開催、県漁連と連携した漁業者向け海ごみ啓発パンフレットの配布等(再掲)

3 課題

隣県との情報交換等ができていない。

	補助金活用市町村
	補助金の活用を広げたい市町村

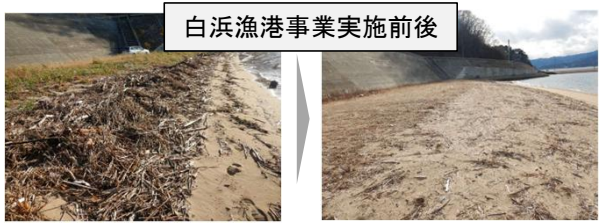


田野畑村



村越海岸事業実施前後

宮古市



白浜漁港事業実施前後

山田町



浦の浜海水浴場事業実施前後

大槌町



吉里吉里海岸事業実施前後

大船渡市



越喜来漁港作業風景

陸前高田市



両替漁港海岸事業実施前後



綾里漁港作業風景

沿岸市町村における岩手県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の活用状況②

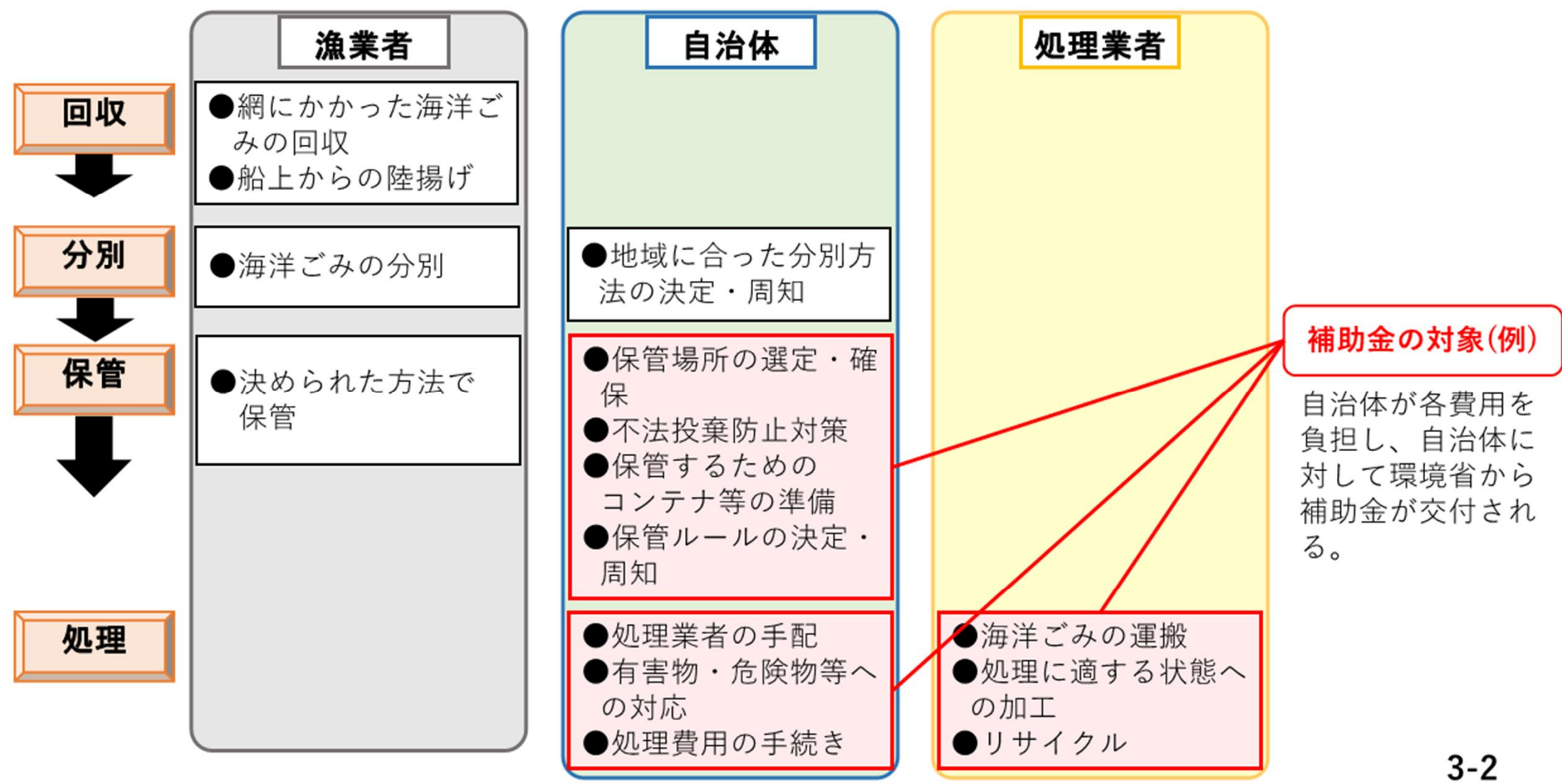
○岩手県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の概要

- 1 補助対象経費：海洋ごみの回収処理に係る事業費（需用費、委託料、工事請負費、備品購入費等）
- 2 補助率：7/10（過疎市町村8/10）、定額（漁業者と連携した漂流ごみの運搬・処理費用等）
- 3 R8予算額：21,795千円（うち、定額分：3,920千円※ ※各都道府県上限10,000千円）

市町村名	回収実績（R7）	R7補助金活用実績	うち漁業者と連携した取組（R7）	R8補助金交付申請（予定）額	うち漁業者と連携した取組（R8）
宮古市	48.37トン	2,400千円	—	1,848千円	—
大船渡市	81.96トン	10,977千円	2,934千円	12,216千円	2,800千円
陸前高田市	12.09トン	1,600千円	—	2,960千円	—
山田町	36.38トン	3,724千円	1,643千円	4,348千円	1,120千円
大槌町	2.00トン	332千円	—	423千円	—
田野畑村 ※隔年実施	32.65トン	1,994千円	—	—	—

令和8年度の補助金所要額計：3,920千円であり、国庫補助枠の余裕有り

漁業者と連携した取組（補助率：定額）の概要（漂流ごみの回収から処理までの流れ（一例））



大船渡市における事例(漁業者と連携した取組)



① 委託業者が漂流ゴミ等回収用コンテナを設置



③ 漁業者が回収した漂流ゴミ等を回収用コンテナに投入



② 漁業者が漂流ゴミ等を回収(ボランティア)



④ 委託業者が収集した漂流ゴミ等を運搬・処分

○現行の基本目標

森から川を経て海に至る流域全体で、県民が一体となって河川や海岸の環境美化、3Rの推進等に積極的に取り組み、良好な環境が保たれた海岸を守ります。（第1期計画から継続）

<現状>

岩手県内からも流出したと見られる海洋プラスチックごみが、継続的に漂着・回収されている。

【表1： 県内海岸における海岸漂着物の回収・処理状況(分類別) 単位:トン】

内訳	自然物・その他(※)					人工物										計
	流木	海藻	木(木材等)	その他	小計	ゴム	プラスチック類	漁網・漁具	金属	発泡スチロール	ガラス・陶器	紙	電化製品	計(人工物)		
平成30年度	168.7	124.1	0.0	116.8	435.6	0.0	21.2	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	26.0	435.6	
令和元年度	3,118.3	10.0	0.5	221.5	3,451.5	55.0	12.3	25.4	8.0	0.5	0.0	0.0	0.0	101.2	3,451.5	
令和2年度	290.5	0.5	16.4	0.2	320.4	0.3	4.7	6.5	0.9	0.4	0.2	0.0	0.0	12.9	320.4	
令和3年度	332.8	0.0	28.7	0.3	361.8	5.5	15.8	19.6	0.5	0.1	0.0	0.7	0.0	42.1	403.8	
令和4年度	354.9	0.0	16.9	0.7	372.5	2.7	6.5	11.0	3.8	1.9	0.0	0.1	0.0	26.0	398.6	
令和5年度	356.0	6.8	20.8	4.1	387.6	0.8	7.1	23.0	0.1	0.6	0.0	0.0	0.0	31.6	419.2	
令和6年度	334.1	0.1	32.4	40.3	406.8	0.7	7.1	15.0	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	23.2	430.0	
令和7年度	223.4	0.0	22.4	16.8	262.7	0.5	8.8	24.7	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0	35.0	297.7	
計	5,178.7	141.5	138.0	400.7	5,999.0	65.6	83.4	129.9	13.7	4.5	0.2	0.8	0.0	298.0	6,156.8	

<参考：大阪ブルー・オーシャン・ビジョン>

2019年のG20大阪サミットにおいて日本が提案し世界各国に共有された環境イニシアチブ＝大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- ・ G20首脳が、**共通のグローバルなビジョンとして共有**
- ・ 他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ（2020年9月現在、**86の国と地域**が共有）



「社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、**2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。**」

岩手県においてもビジョン実現に貢献する必要。

○第3期計画における方向性案

プラスチックごみの発生抑制に係る文言を基本目標に追加する

第3期計画策定の方向性 ― 基本方針1 海岸漂着物等の円滑な処理について

○第2期計画の検証

基本方針1:海岸漂着物等の円滑な処理

1 第2期計画に定めた方針及び重点区域における対策内容

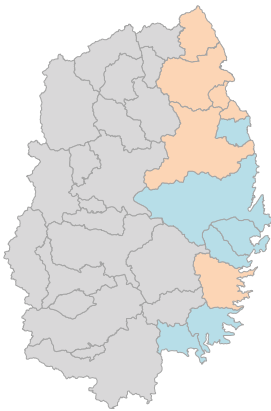
- ・ 海岸管理者は、その管理する海岸において清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講ずる。
- ・ 漂流ごみが生活・経済活動に支障を及ぼしている場合には、漁業者等と連携した市町村の取組を支援。

2 第2期計画期間中の実績

環境省補助事業(R2～)の活用は6市町村(大船渡市・陸前高田市・宮古市・山田町・大槌町・田野畑村)。
うち大船渡市、山田町で漁業者と連携した取組を実施。

3 課題

特に県北沿岸地域において、海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の活用が図られていない。



山田町が国庫補助を活用して設置した漂流ごみ回収BOX(再掲)



環境省マニュアル

○第3期計画における方向性案

地域の実情を踏まえながら、環境省の補助金を活用した市町村の海洋ごみ回収・処理事業を可能な限り沿岸全域に拡大。県は、特に漁業者等と連携した取組について重点的に活用を支援する。

第3期計画策定の方向性 ― 基本方針2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制について

○第2期計画の検証

基本方針2: 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

1 第2期計画に定めた方針及び重点区域における対策内容

- ア 流域圏が一体となった取組の推進 → 住民参加による地域資源を活かした環境保全活動を実施
- イ 海岸・河川清掃を担う団体の育成等 → 地域で海岸・河川清掃や普及啓発活動等の中核的役割を担う人材等の育成・支援を推進
- ウ プラスチックごみの削減等3Rの推進 → エコ協力店認定事業等、廃棄物の減量化等の施策の推進、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックごみの排出抑制、再資源化に向けた取組、市町村が行う分別収集・再資源化への技術的援助の実施
- エ ごみ等の投棄の防止 → 「海ごみゼロウィーク」や環境月間等における取組を推進

2 第2期計画期間中の実績

- ア 振興局における流域協議会等における情報共有。
- イ 環境学習とセットで清掃活動を行う団体等のコーディネート、支援を実施(R5～R6)。岩手県立大学による清掃活動の見える化アプリ開発(R7～)。
- ウ プラごみ削減協力店、エコ協力店認定制度等によるプラスチックごみ排出抑制の取組の推進。
- エ 大船渡市基石海岸における「海ごみゼロウィーク」清掃イベント(R5)、クリーンいわて行動の日、産廃Gメンによる不法投棄防止パトロールによる流出抑制。

3 課題

- ・ 県内におけるプラスチック製廃棄物の発生抑制、リサイクルの仕組みが十分に構築できていない。
- ・ 事業活動に伴って発生するプラスチックごみの流出防止対策、生活系ごみの流出・飛散防止対策の展開が図れていない。
- ・ 岩手県の海岸において継続的に一定量のプラスチックごみが漂着し続けている。

○第3期計画における方向性案

- ・ プラスチック廃棄物の排出抑制に特化した施策を検討し、対策として盛り込む。
- ・ 発生抑制対策の早期段階化（製品設計・製造段階におけるプラスチック削減、代替、長寿命化、単一素材化を推進し、使用済プラスチックが廃棄でなくリサイクルへ回る取組を支援）。
- ・ 新たなプラスチックごみを発生させないライフスタイルへの転換（サーキュラーエコノミーへの移行促進）

第3期計画策定の方向性 — 基本方針3 環境学習・普及啓発について

○第2期計画の検証

基本方針3:環境学習・普及啓発

1 第2期計画に定めた方針及び重点区域における対策内容

- ア 環境学習 → 環境保等に関する教育、学習の振興
- イ 普及啓発 → インターネット等を活用した県民への情報提供
- ウ 県民一人ひとりが主体となった取組の推進 → DXの視点を盛り込んだ県民運動の展開に向けた仕組みの構築
- エ 民間団体等との連携 → 地域で重要な役割を果たしている民間団体と連携した普及啓発や環境学習を推進

2 第2期計画期間中の実績

- ・ 沿岸広域振興局保健福祉環境部による沿岸地域の持続可能な環境学習推進事業(令和7年度は6団体に委託)
- ・ 環境学習資材(小学校向け)の作成・配布
- ・ 海洋プラスチック汚染啓発ページの作成、ボランティア団体と連携した漂着物作品展示の開催、県漁連と連携した漁業者向け海ごみ啓発パンフレットの配布等

3 課題

- ・ 特に内陸部の住民に対して、街中のごみが河川を通じて海洋へ流出し海洋プラ汚染につながっていることを周知する機会が不足。

(参考:環境学習推進事業 令和7年度 吉里吉里海岸 海の大学 磯あそび事業 活動報告抜粋)

【活動報告】

1. 開会式

講師による海洋生物に対する海ごみの影響並びにジオパークの意義について話があった。

参加者の感想

見た目にはきれいな海に見えるが、実態はマイクロプラスチックなどの海洋ごみ等により予想以上に汚染されていると感じ、環境保全の重要性を認識した。



2. 浜辺のクリーンアップ活動



三陸沿岸は親潮海流の特徴として、プラ製ロープ、ブイなどの漁具の割合が高いことを知った。
海洋汚染や海ごみの実態を学び、自然や環境への理解を深めた。

3. 陸と海との繋がりでの学習



三陸海岸の特徴と、目まぐるしく景色が変わる三陸の大地の成り立ちについて、研究成果をもとに説明を受けて、多様な地形がなぜできたのか理解を深めた。

○第3期計画における方向性案

- ・ 内陸部の住民への周知方法の検討
- ・ 民間団体等と連携した啓発活動の一層の発展

第3期計画策定の方向性 — 基本方針4 多様な主体の役割分担と連携確保について

○第2期計画の検証

基本方針4: 多様な主体の役割分担と連携確保

1 第2期計画に定めた事項

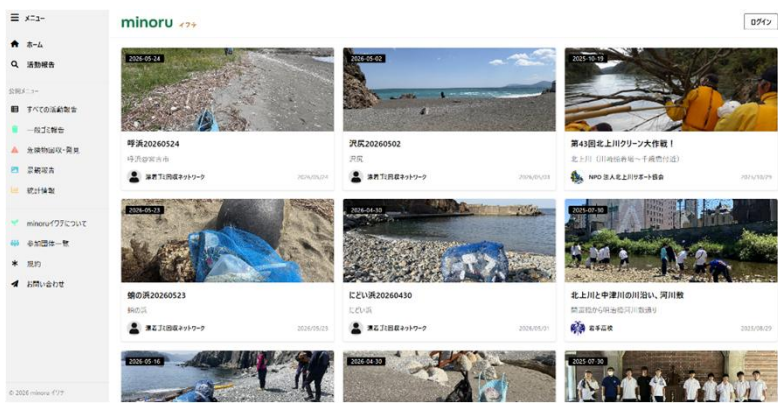
- ・ 多様な主体が適切な役割分担のもとに相互に協力
- ・ 民間団体の活動の充実に向けて広報活動、調査研究結果の提供、各種助成制度の情報提供等を通じて民間団体の活動を支援
- ・ 海岸漂着物対策推進協議会の設置等ネットワークづくりに取り組み、隣県と情報交換し、流域圏の関係主体が一体となった取組を推進

2 第2期計画期間中の実績

県立大学と連携した清掃活動見える化システムの開発、ボランティア団体と連携した漂着物作品展示の開催、県漁連と連携した漁業者向け海ごみ啓発パンフレットの配布等(再掲)

3 課題

隣県との情報交換等ができていない



ミノルイワテ（県立大学）に投稿された活動データ（再掲）



岩手県漁連の協力により漁業者へ配布した啓発チラシ



いわて生活協同組合及びみちのくコカ・コーラボトリング(株)による海洋ごみ対策に対する寄附金贈呈式（再掲）

○第3期計画における方向性案

- ・ 関係機関や民間団体との連携を一層発展・多様化させる
- ・ 隣県との情報交換等の機会を設け、内陸部における啓発活動等に活用を図る

第3期計画策定の方向性　―　計画期間について

○第3期計画における方向性案

現計画期間	：令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度）	4年間
次期計画期間	：令和9年度（2027年度）～令和18年度（2036年度）	10年間
海岸漂着物対策は長期的な取組が必要であることや他県計画とのバランスを踏まえ、4年間→10年間※に延長		
※ただし、国の法令改正や方針変更、県内の漂着状況の著しい変化、マイクロプラスチック等に係る学術研究の進展等、社会経済情勢の変化に応じて、随時見直すこととしたい。		

<参考：全国の海岸漂着物対策推進地域計画の策定状況>

全国47都道府県中
海岸漂着物対策推進地域計画を策定している・・・42都道府県
海岸漂着物対策推進地域計画を策定していない・・・5県
計画期間を定めている・・・16道府県
計画期間を定めていない・・・26都府県
計画期間別16道府県内訳
10年計画・・・5府県
9年計画・・・2県
7年計画・・・1県
5年計画・・・7道県
4年計画・・・1県

第3期計画策定の方向性 — 構成

○第3期計画における方向性案

計画本文を文章主体から写真主体へ再構成。人口分布等の基本的事項はappendixとして末尾にまとめて掲載。海洋プラ汚染に直接関連する内容を残して本文の文章量なるべく削ることでスコープを絞り、写真による視覚的效果を重視し、幅広い県民層に現状が伝わりやすく、海洋ごみ問題への関心を喚起しやすい計画を目指す。

<第2期計画(本文)>

【廃プラスチック類の減量化等の取組に対する補助の例】

事業者名	事業の概要・特徴
岩手県しいたけ生産事業協同組合（奥州市）	人工ぼた木を包む廃プラスチック袋をマテリアルリサイクル化し、処理費用を削減
小田島建設株式会社（北上市）	市町村から引き取る廃プラスチック製容器包装を再商品化する工程から生じる燃え殻を活用し固形燃料（RPF）を製造
ニッコーファインメック株式会社（一関市）	小型家電廃棄物等の廃プラスチック、金属くずの混合物の中間処理（分別）を実施し、再生資源として活用するための選別ラインを整備し、機械装置による破砕・選別等を実施
株式会社志田産業（大船渡市）	県内の事業者から排出される廃プラスチックの再生ベレット加工を行い、県内の製品製造事業者へ生成原料を販売
株式会社九才（幸町）	発泡スチロールの再資源化による高付加価値のベレット製造・販売

オ 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

農業用廃プラスチックは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物となります。農協、市町村、県等で構成する各地域協議会（20組織・団体）が中心となり、地域的な回収処理体制を整備し、適正処理が行われています。

カ 漁業用廃プラスチックの適正処理の推進

漁網、ロープ、浮具、養殖用資材をはじめ多くの漁業系廃棄物はプラスチック製品が占めています。漁業用廃プラスチックは産業廃棄物であり、適正処理が求められます。環境省では「漁業系廃棄物処理ガイドライン」を策定し、漁業系廃棄物の適正な分別収集と処理、再生利用の促進等に取り組むよう示しています。これを受け各漁協では、漁場の保全の観点も踏まえ、漁業系廃棄物の適正処理と漁業者による回収などの取組を進めています。

キ 不法投棄の防止

県では、不法投棄の防止を図るため、5月と10月を不法投棄遠征月間に設定し、以下の各事業を実施しています。

（ア）不法投棄監視パトロールの実施

広域振興局等管内毎に警察署、海上保安部、市町村、一般社団法人岩手県産業資源循環協会等を構成員とした合同会議により、不法投棄防止のための効果的な監視等の方策を検討し、合同パトロールを実施しています。

（イ）青森・秋田・宮城県境合同会議・合同パトロールの実施

青森・秋田・宮城県に接する広域振興局等において、隣接する県の地方機関と合同でパトロールを実施しています。

（ウ）産業廃棄物適正処理指導員（産業GMメン）による活動

県内に産業廃棄物適正処理指導員を配置し、不適正処理の調査及び適正処理に向けた指導を行っています（R4：11名）。



<第3期計画本文のイメージ>

■ 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

農業用廃プラスチックは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物となります。農協、市町村、県等で構成する各地域協議会（20組織・団体）が中心となり、地域的な回収処理体制を整備し、適正処理が行われています。

出典：JA岩手花巻ホームページ

■ 漁業用廃プラスチックの適正処理の推進

漁網、ロープ、浮具、養殖用資材をはじめ多くの漁業系廃棄物はプラスチック製品が占めています。漁業用廃プラスチックは産業廃棄物であり、適正処理が求められます。環境省では「漁業系廃棄物処理ガイドライン」を策定し、漁業系廃棄物の適正な分別収集と処理、再生利用の促進等に取り組むよう示しています。これを受け各漁協では、漁場の保全の観点も踏まえ、漁業系廃棄物の適正処理と漁業者による回収などの取組を進めています。

第3期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の策定に係る主な論点

項目	主な論点
1 次期計画の基本目標、計画期間、構成について	① 現行の <u>基本目標</u> 「森から川を経て海に至る流域全体で、県民が一体となって河川や海岸の環境美化、3Rの推進等に積極的に取り組み、良好な環境が保たれた海岸を守ります。」に <u>プラスチックの発生抑制に係る内容を盛り込むことについて</u> ② <u>次期計画期間を令和9年度～令和18年度の10年間とすることについて</u> ③ <u>計画の構成について</u>
2 海岸漂着物の円滑な回収・処理について	① 海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を活用する市町村を沿岸全域に拡大させることについて ② 漁業者等と連携した取組を重点的に支援することについて
3 海岸漂着物の発生抑制対策について	① <u>プラスチックの減量化や代替製品の普及</u> など、企業等の取組事例や取組の促進に向けた課題について ② <u>各産業分野（商工業、農業、漁業等）が取り組むべき対策と次期計画に反映すべき対策について</u> （商工業：プラ資源循環促進法に基づくプラスチックごみの発生抑制、農業：農業用廃プラスチック抑制・適正処理対策、プラ製被覆肥料の使用減に向けた取組、漁業：漁業用廃プラスチック適正処理推進に向けた対策等）
4 環境学習・普及啓発について	① 環境教育や普及啓発の取組事例や今後の課題、 <u>次期計画に反映すべき施策の展開方向について（特に内陸部対策）</u> ② 関係機関や民間団体等と連携した環境学習・普及啓発の発展方法について
5 多様な主体との連携について	① 県民や地域の団体等との連携促進に向けた好取組事例と課題について ② <u>主体間での連携や各主体が海洋ごみ対策につながる取組を独自に実施しやすくなるような環境整備の方策について</u>

第3期計画策定に向けたスケジュール

時期	庁内での検討	庁外からの意見聴取等
5月		
6月	現計画の振り返り（実態把握・課題検証） 方向性案作成	<u>第1回岩手県海岸漂着物対策推進協議会（現計画の振り返り・策定の方向性協議）</u>
7月		
8月	第1回協議会意見を踏まえた検討 素案作成	市町村等関係機関への意見照会（1回目）
9月		<u>第2回岩手県海岸漂着物対策推進協議会（素案の協議）</u>
10月	第2回協議会意見を踏まえた検討	市町村等関係機関への意見照会（2回目）
11月		地域説明会・パブリックコメント
12月		議会報告（環境福祉委員会）
1月	パブコメ意見を踏まえた見直し、最終案作成	<u>第3回岩手県海岸漂着物対策推進協議会（最終案の協議）</u>
2月	計画案の最終確認	環境審議会報告（最終案）
3月		議会報告（環境福祉委員会）策定・公表

岩手県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 岩手県における海岸漂着物対策（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「法」という。）第1条に規定する「海岸漂着物対策」をいう。以下同じ。）を総合的かつ効果的に推進するため、法第15条第1項の規定に基づき、岩手県海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第14条第1項の規定による地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
- (2) 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、海岸漂着物対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 別表第1に掲げる団体等が推薦する者
- 2 協議会に座長を置き、構成員の互選とする。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号に掲げる者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会は、知事が招集する。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、別表第2に掲げる室課をもって構成するものとし、事務局の主管室課は環境生活部資源循環推進課とする。

- 2 環境生活部資源循環推進課は海岸漂着物対策を総括し、その他の室課は海岸漂着物対策に係る当該室課の所管業務を担うものとする。
- 3 協議会には別表第3に掲げる職員が出席するものとする。
- 4 協議会の庶務は、環境生活部資源循環推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月16日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

住民及び民間の団体	一般社団法人いわて流域ネットワーキング
	一般社団法人岩手県工業クラブ
	岩手県漁業協同組合連合会
	岩手県商工会議所連合会
	岩手県商工会連合会
	全国農業協同組合連合会岩手県本部
	特定非営利活動法人浄土ヶ浜ネイチャーガイド
関係行政機関	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
	海上保安庁第二管区海上保安本部釜石海上保安部
	環境省東北地方環境事務所
地方公共団体等	宮古市
	大船渡市
	久慈市
	陸前高田市
	釜石市
	岩手県市町村清掃協議会

別表第 2（第 7 条第 1 項関係）

環境生活部	環境生活企画室
	資源循環推進課
農林水産部	農村建設課
	農産園芸課
	森林保全課
	水産振興課
	漁港漁村課
県土整備部	河川課
	港湾空港課

別表第 3（第 7 条第 3 項関係）

環境生活部	環境生活企画室	企画課長
	資源循環推進課	総括課長、資源循環担当課長
農林水産部	農村建設課	水利整備・管理担当課長
	農産園芸課	園芸特産担当課長
	森林保全課	保全・治山林道担当課長
	水産振興課	振興担当課長
	漁港漁村課	漁港課長
県土整備部	河川課	河川海岸担当課長
	港湾空港課	整備担当課長

第1章 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項（第2期地域計画策定について）

(1) 計画策定の背景

- 海洋プラスチックごみ等による地球規模での海洋環境の汚染によって、生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念
- 海洋のみならず、陸域においても対応が求められ、多様な主体の連携・協力が不可欠



【SDGsの目標】

(2) 計画の策定について

- 令和元年度に第1期地域計画を策定
- 県内の海岸・海域においてプラスチックごみが確認されており、第2期地域計画でも取組の継続・強化が必要
- 海岸・河川の清掃活動を担う団体の担い手確保・育成、県民一人ひとりが参画する仕組みが必要
- 令和4年度施行のプラスチック資源循環促進法を踏まえ、一層のプラスチックごみ対策の推進を盛り込む必要

(3) 計画の期間

令和5（2023）年度～令和8（2026）年度 4年間

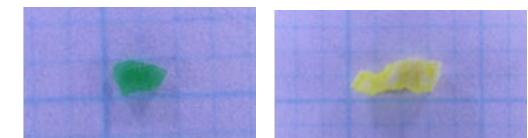
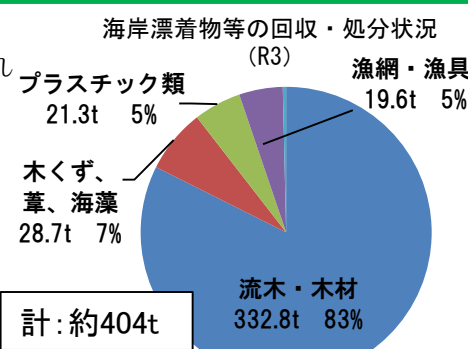
第2章 岩手県における海岸特性

- 延長約700kmにわたる海岸、多くの河川（うち6水系が他県に注ぐ）
- 本県の海岸の優れた自然環境を生かし、三陸復興国立公園等の自然公園、三陸ジオパーク、港湾・漁港、レジャー施設等として活用

第3章 岩手県における海岸漂着物等の現状と課題

<現状>

- 令和3年度に回収・処理された海岸漂着物等：約404t
- 自然物が全体の90%を占めるも、人工物のうち、プラスチック類が約50%占める
- 県内海域においてもマイクロプラスチックごみを確認
- 海岸漂着物等対策が浸透



（環境生活部資源循環推進課調べ）
←左写真）
回収されたマイクロプラスチックごみ（R3）

<課題>

- 海や川への更なるプラスチックごみ流出抑制の取組、モニタリングの継続が必要
- 内陸部を含めた取組の浸透や、そうした取組を担っていく団体・個人が高齢化・固定化していることから、ボランティアによる清掃活動への支援、環境保全団体の担い手育成、県民一人ひとりの行動を促す仕組みの構築が必要
- プラスチック資源循環促進法（新法）に基づくプラスチックごみ削減等の取組が必要

第4章 海岸漂着物対策の基本方針

(1) 基本目標（第1期地域計画から継続）

森川海の流域全体で、県民が一体となって環境美化、3Rの推進等に積極的に取り組み、良好な環境が保たれた海岸を守ります。

(2) 海岸漂着物対策の基本方針

1 海岸漂着物等の円滑な処理

- 海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理のための必要な措置を実施
- 海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理にあたり、必要に応じ、市町村や県と連携

2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- 県・市町村は、内陸地域と沿岸地域が一体となり、3Rの推進、ごみ等の投棄防止や、水域への流出防止等による、海岸漂着物等となり得るごみ等の発生を抑制
- 県・市町村・事業者は、プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、使い捨てプラスチック製品の使用削減等、廃プラスチック類の排出抑制の取組を推進
- 県は、海岸・河川の清掃活動を担う団体・企業等の主体的な活動を担う担い手育成、必要な支援の実施
- 県は、地域住民や企業等の自主的保全活動の展開のため、民間事業者等と連携し、必要なコーディネートを実施

3 環境学習・普及啓発

- 県は、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、環境学習や消費者教育の推進に必要な施策を実施
- 県は、県民に対し、海岸漂着物等の実態や対策の実施状況等に関して積極的かつ効果的に周知
- 県は、海岸漂着物等に関する幅広い年齢層への学習資材及び県民への環境学習機会の積極的な提供
- 県は、県民一人ひとりが海洋ごみ問題に関心を持ち、主体的に環境美化活動に参画していける仕組みを構築

4 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- 行政機関のほか、県民や民間団体、事業者、研究者等の多様な主体が、適切な役割分担の下で積極的に取組を進めるとともに、各主体の相互の情報交換と連携・協力を図る

第5章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容

(1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定

本県沿岸全域を指定

(2) 海岸漂着物対策の主な内容（主要新規・拡充事項は赤字記載）

① 海岸漂着物等の円滑な処理

漂流ごみ等が生活・経済活動に支障を及ぼしている場合には、円滑な処理を推進。特に、漁業者等と連携した取組を支援

② 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

ア 流域圏が一体となった取組の推進

- 住民参加による地域資源を生かした環境保全活動を実施

イ 海岸・河川清掃を担う団体の育成等

- 地域で海岸・河川清掃や普及啓発活動等の中核的役割を担う人材等の育成・支援を推進

ウ プラスチックごみの削減等3Rの推進

- エコ協力店認定事業等、廃棄物の減量化等の施策の推進等
- プラスチック資源循環促進法に基づく、プラスチックごみの排出抑制、再資源化に向けた取組、市町村が行う分別収集・再資源化への技術的援助を実施

エ ごみ等の投棄の防止

- 「海ごみゼロウィーク」や環境月間等における取組を推進

③ 環境学習・普及啓発

ア 環境学習

海岸・河川での清掃活動等体験活動を含めた環境学習等の振興及び環境人材の育成

イ 普及啓発

海岸漂着物等の処理施策等への情報提供及び普及啓発に係る資材等の提供

ウ 県民一人ひとりが主体となった取組の推進

県民参加型・環境美化活動の仕組の構築



啓発資材（子供向け）

第6章 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項

- 海岸管理者等、県、市町村、国・研究機関、県民、事業者、団体等、多様な主体の適切な役割分担と相互協力が不可欠
- 各主体における役割分担を明確化

第7章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項

- 県は、海岸漂着物等の定期的な調査を行い、対応策等を検討
- 県等は、災害等により大量の海岸漂着物等の発生や、危険物漂着時の速やかな情報収集及び情報の住民周知及び適正処理を実施
- 県は、海岸漂着物対策の活動に熱意と識見を有する海岸漂着物対策活動推進員・団体の担い手の育成と活動に必要な支援を実施
- 社会経済情勢の変化、制度の改正、県内の取組状況等を踏まえ、必要な見直しを実施

第2期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画

(令和5年度～令和8年度)



岩手のきれいな
海を「みんな」で
守ろう！

令和5年3月

岩手県



エッセル

岩手県3R推進キャラクター

目 次

1 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項	1
1.1 計画策定の背景	1
(1) 世界の動き（SDGs・G20大阪サミット）	1
(2) 国の動き	2
(3) 県のこれまでの取組	4
1.2 岩手県海岸漂着物等対策推進第1期地域計画の策定と取組結果	5
1.3 岩手県海岸漂着物等対策推進第2期地域計画の策定について	5
1.4 第2期地域計画の期間	6
コラム 海洋ごみ対策と地球温暖化防止との関係～ブルーカーボンの視点～	6
2 岩手県における海岸特性	7
2.1 自然的特性	7
(1) 海岸部における地形的特徴等	7
(2) 海岸部に流下する河川の現況	7
2.2 社会的特性	10
(1) 人口分布	10
(2) 自然公園・ジオパーク	11
(3) 港湾・漁港施設	14
(4) レクリエーション施設	15
3 岩手県における海岸漂着物等の現状と課題	17
3.1 海岸漂着物等の現状	17
(1) 海岸漂着物等の発生等の状況	17
(2) 海岸漂着物等の漂着要因	19
(3) 海洋中のプラスチックごみ実態調査	19
3.2 海岸漂着物対策の状況	20
(1) 海岸漂着物等の処理に関する県内の取組状況	20
(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する県内の取組状況	23
(3) 環境学習・普及啓発に関する県内の取組状況	27
3.3 海岸漂着物等に関する課題	30
(1) 海岸漂着物等の処理に関する課題	30
(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する課題	30
(3) 環境学習・普及啓発に関する課題	30
コラム 私たちの生活から発生する「マイクロプラスチック」	33
4 海岸漂着物対策の基本方針	34
4.1 基本目標	34
4.2 海岸漂着物対策の基本方針	34
5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容	36
5.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定	36
5.2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容	38

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理	38
(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制	39
(3) 環境学習・普及啓発	42
6 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項	44
6.1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力	44
6.2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担	44
7 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項	47
7.1 モニタリングの実施	47
7.2 災害等の緊急時における対応	47
7.3 海岸漂着物対策活動推進員・海岸漂着物対策活動推進団体の育成・支援	47
7.4 地域計画の見直し	47

(用語の定義)

この地域計画において、次に掲げる用語の意義は、海岸漂着物処理推進法に定めるところによる。

海岸漂着物	海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物
漂流ごみ等	我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物
海岸漂着物等	海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等
海岸管理者等	海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であつてその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者
海岸漂着物対策	海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策

<表紙の写真>

令和4年8月6日 久慈市夏井町前浜での海岸清掃活動の様子
(久慈市立夏井中学校 清掃写真／集合写真)

1.1 計画策定の背景

(1) 世界の動き（SDGs・G20大阪サミット）

ア SDGs¹

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋に流出しているとされ、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染による生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念されています。

国連をはじめとする様々な国際会議において、重要かつ喫緊の課題として議論が行われていますが、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられたSDGsのうち、海洋ごみ対策に関連するものについては、以下のように目標及びターゲットが設定されています。

海岸漂着物対策は、持続可能な社会の実現のための重要かつ喫緊の課題であり、目標14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」の達成のためには、海洋のみならず、生産・消費活動における対策が求められ（目標12）、これらの対策を推進するためには多様な主体の連携・協力が不可欠です（目標17）。

また、県民、事業者、民間団体等すべての者が当事者意識を持って、真摯に対策に取り組んでいくことが求められ、海岸の環境保全等に関する環境学習や普及啓発を推進する必要があります（目標4）。

関連する主な目標		主なターゲット
	目標4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	目標12 持続可能な生産消費形態を確保する	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	14.1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

¹ SDGs : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」を基本方針とする、2030年までの世界目標。17分野にそれぞれのゴール（目標）を設定する。

	目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
---	--	--

出所：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（外務省仮訳）より抜粋

イ G20（令和元年6月 大阪サミット）

令和元年6月に大阪で開催されたG20サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）においては、首脳宣言の中に海洋ごみ対策が盛り込まれ、「我々は、共通の世界のビジョンとして、『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』を共有し、国際社会の他のメンバーにも共有するよう呼びかける。これは、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」こと等が宣言されました。

（2）国の動き

我が国における海岸漂着物対策については、平成21年7月に制定された美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）、これに基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）等により行われてきました。

しかし、全国的に、依然として多くの海岸漂着物等が存在し、また、前述のように、海洋に流出する廃プラスチック類や微細なプラスチック類（マイクロプラスチック²）が生態系に与え得る影響等が世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題とされ、SDGsにおいて目標が掲げられていること等を受け、海岸漂着物対策に係る取組が強力に推進されています。

ア 「プラスチック資源循環戦略」の策定（令和元年5月31日閣議決定）

「プラスチック資源循環戦略」は、第四次循環型社会形成推進基本計画に基づく、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略であり、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロ・エミッション）を目指し、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅の徹底と清掃活動の推進により、プラスチックの海洋流出を防止するとともに、海洋ごみの実態把握及び海岸漂着物等の適切な回収を推進し、海洋汚染防止を図ることを基本原則として定めています。

イ 海岸漂着物処理推進法の改正（平成30年6月改正）及び国の基本方針の変更（令和元年5月31日閣議決定）

平成30年6月には、漂流ごみ等の処理やマイクロプラスチック対策を盛り込む等の海岸漂着物処理推進法の改正が行われ、また、令和元年5月には、海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸等に漂着等したものであり、流域圏で内陸か

² マイクロプラスチック：微細なプラスチック類のこと。一般に5mm以下のものをいう。含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に生物に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

ら沿岸に渡る関係主体が一体となった海岸漂着物対策を実施すること等を内容とする国の基本方針の変更が行われています。

ウ 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定（令和元年5月31日海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議）

令和元年5月に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されました。この中では、国内からのプラスチックごみの海洋への流出量は年間2～6万トンとされ、「国民生活や事業活動に伴い陸域で発生したプラスチックごみの一部が、廃棄物処理により回収されず、意図的・非意図的に環境中に排出され、雨や風に流され、河川その他の公共の水域等を経由して海域に流出することや、漁業、マリンレジャー等において海域で使用されるプラスチック製品が海域に流出すること」で発生しているとしています。

このことを踏まえ、海洋へのプラスチックごみの流出を効果的に削減していくためには、「海岸地域だけでなく内陸部も含めすべての地域における共通の課題であるとの認識に立って、家庭、事業所、市街地、農地、河川、漁場等のあらゆる場所において、国民、事業者、民間団体、国、地方公共団体等すべての者が当事者意識を持って、真摯に対策に取り組んでいくことが求められる。」としています。

そして、海洋プラスチックごみ対策も成長の誘因であり、経済活動の制約ではなくイノベーションが求められているという考えの下、プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止、海洋に流出したプラスチックごみの回収等の取組を進め、効果的な海洋プラスチック対策を実施するとしています。

エ 「プラスチック・スマート」キャンペーン及びフォーラムの立ち上げ等

環境省では、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組として、不必要なワンウェイのプラスチック排出抑制や分別回収の徹底など、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進し、取組を国内外に発信する「プラスチック・スマート」キャンペーンを平成30年10月に立ち上げました。

また、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後の期間を“海ごみゼロウィーク”と定め、海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動への参加を、全国の個人、団体、企業、自治体等に広く呼びかけ実施するなど、取組を推進しています。

オ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和4年度）

国では令和元年5月策定の「プラスチック資源循環戦略」を踏まえ、包括的なプラスチックごみの資源循環体制を強化すべく、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）を制定し、プラスチックごみの排出抑制と再生利用の促進を図るため、次の対策を進めることとなりました。

排出事業者	・一定規模のワンウェイプラスチックの提供事業者（年5 t 以上） に対し、排出抑制等の取組（必要時のみの提供・代替品への切替など）を義務付け（スプーンなど12品目を政令で規定）。
-------	--

	・製造・販売事業者による自主回収・再資源化等を促進（自主計画・再資源化計画の作成）。
市町村	分別収集及び再資源化を推進（容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化の促進）

プラスチック資源循環促進法の施行と併せて、一層のプラスチックごみの排出抑制、再資源化等の取組を事業者・市町村がそれぞれの役割分担に応じて進めることで、プラスチック由来の海岸漂着物の発生抑制につながることが期待されています。

（３） 県のこれまでの取組

ア 東日本大震災津波からの復旧・復興

平成23年３月に発生した東日本大震災津波において、防潮堤などの海岸保全施設の多くが被災するなど、本県の海岸は甚大な被害を受け、大量の災害廃棄物が海域に流出しました。陸上の災害廃棄物の処理は平成26年３月までに完了したほか、海岸保全施設や漁港、港湾施設の復旧・整備が進むなど、被災した沿岸地域の復旧・復興は着実に進んでいます。

イ いわて県民計画（2019～2028）

平成31年３月に、岩手県の総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」（以下「県民計画」という。）を策定し、長期ビジョンにおいて政策推進の基本方針を示しました。自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手の実現に向けて、良好な自然環境の保全や循環型地域社会の形成等に取り組むこととしており、具体的な推進方策として、「森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、海岸漂着物の円滑な処理、県民等の参加による河川や海岸等の保全などの取組を進める」、「使い捨てプラスチックなどの廃棄物の３Ｒを基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進するため、市町村との連携・協力を図りながら、更に県民参加型の取組を推進する」等を掲げています。

そのうえで、第１期アクションプラン政策推進プラン（2019年度～2022年度）において、具体的推進方策を定め、ごみの発生抑制・再資源化を促進する施策を推進しました。

ウ 環境保全の取組

本県においては、ふるさとの豊かな森、川、海を次の世代に引き継ぐことを目指して、平成15年に岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成15年岩手県条例第64号。以下「森川海条例」という。）を制定しました。この条例に基づき、流域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を内容とする流域基本計画を策定し、この計画の実現に向け、流域協議会が中心となり、河川や海岸等の清掃、植林や間伐等の森林整備、水生生物調査等を通じた環境学習による人材育成、住民参加による海岸漂着物等の効果的な発生抑制に資する様々な環境保全活動が実施されています。

また、廃棄物の発生を抑制し、３Ｒ^３（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため「クリーンいわて運動」を展開しているほか、不法投棄防止を図るため６月と10

^３ ３Ｒ：リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の３つのＲ（アール）の総称

月を不法投棄追放月間に設定し不法投棄監視パトロールを行う等、環境保全活動に取り組んでいます。

1.2 岩手県海岸漂着物対策推進第1期地域計画の策定と取組結果

- SDGsにおいては、「誰一人として取り残さない」という理念のもと、持続可能な開発目標を掲げ、世界全体での連携した取組が求められています。また、この世界の動きに即応する形で、国内においても法の整備等が急速に進められています。海岸漂着物対策は、まさに重要かつ喫緊の課題です。
- また、海洋や海洋資源を保全し、持続可能な形で利用していくためには、海岸漂着物等を処理するだけでなく、海へ流出する廃棄物を抑制するため、廃棄物の発生の削減や適切な処理が重要であり、公的機関や民間事業者、県民など多様な主体による連携・協力のものと取り組む必要があります。
- このことから、SDGsにおける理念、国の基本方針並びにいわて県民計画に掲げる推進方策及び多様な主体の「参画」という政策推進の基本的な方向性を踏まえ、海岸漂着物処理推進法第14条の規定に基づき、令和元年12月に岩手県海岸漂着物対策推進地域計画(以下「第1期地域計画」という。)を策定しました(期間：令和元年度から令和4年度までの4年間)。第1期地域計画では、被災前の姿を取り戻しつつある本県の海岸の良好な景観や海洋資源を保全し、持続可能な社会を形成していくため、多様な主体が連携・協力して、海岸漂着物等の円滑な処理や効果的な発生抑制を図る施策等を推進すること、目的を実現するため、本県の現状や課題を踏まえた海岸漂着物対策の基本方針、重点的に対策を推進する区域とその内容、関係者の役割分担と相互協力に関する事項等を定めました。
- 県では、第1期地域計画に基づき、市町村・事業者をはじめとした関係団体との連携のもと、「海洋ごみの円滑処理」、「流域圏が一体となった発生抑制対策」、「多様な主体の役割分担と連携」を柱とした施策を展開しました。取組の結果、本県の海岸漂着物の実態把握が進むとともに、海岸漂着物の円滑処理(例：漁業者と連携した市町村による海岸漂着物の回収体制の導入)、プラスチックごみなどの3Rの推進をはじめ発生抑制に向けた普及啓発活動(例：海ごみゼロウィークへの参画、海岸清掃団体や教育機関による海洋ごみの回収・啓発活動等)が定着し始めており、計画は着実に進められました。

一方で、海岸漂着物の発生抑制を一層推進していくためには、沿岸部はもとより、内陸部での発生抑制対策(例：河川などの清掃活動)の取組推進のため、中長期的な視点から海岸・河川の清掃活動を担う団体の担い手確保・育成が必要であること、県民一人ひとりが海洋ごみ問題に関心を持ち、主体的に参加できる県民運動に発展していく仕組みが必要などの課題も明らかとなったところです。

1.3 岩手県海岸漂着物対策推進第2期地域計画の策定について

- 第1期計画の取組状況を踏まえ、引き続き、海岸漂着物の回収・処理、発生源となるプラスチックをはじめとしたごみの発生抑制の取組を推進する必要があることから、令和5年度を始期とする岩手県海岸漂着物対策第2期地域計画を策定することとしました。第1期地域計画で策定した基本方針の定着を進めるとともに、海岸漂着物等対策を推進するうえで対処すべき課題への対応、プラスチック資源循環促進法をはじめ、第1期地域計画策定

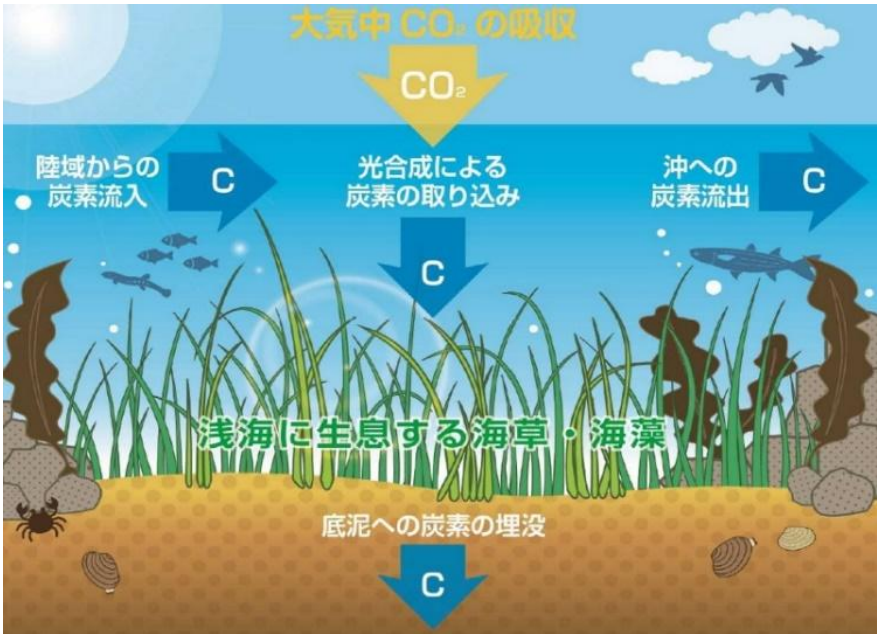
以降の新たな廃棄物施策に的確に対応するための方針を加えることとしました。

- さらに、県民計画の第2期アクションプラン政策推進プラン（令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度））においても、第1期アクションプランに掲げる取組を継承しつつ、事業者・市町村の連携・協力はもとより、県民参加型の海岸漂着物の円滑処理、発生抑制に向けた取組を推進することとしています。

1.4 第2期地域計画の期間

第2期地域計画の計画期間は、県民計画・第2期アクションプランの終期と合わせ、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

なお、県は、「7.4 地域計画の見直し」により、必要に応じて地域計画の見直しを行います。

コ ラ ム	海洋ごみ対策と地球温暖化防止との関係～ブルーカーボンの視点～
	○ 2009年に国連環境計画の報告書において、海洋生態系に取り込まれた炭素が「ブルーカーボン」と命名され、地球温暖化対策としての吸収源の新しい選択肢として世界的に注目されています。ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系として、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、良好な海草藻場・海藻藻場を維持することが二酸化炭素の貯留のために必要とされており、様々な研究を通して国際的にもブルーカーボンの有用性が広められています。  （海洋生態系が二酸化炭素を取り込むイメージ（資料：ジャパンプルーエコノミー技術研究組合）） ○ 「ブルーカーボン」が有効に機能するためには、良好な海草藻場、海藻藻場が必要とされています。このことから、良好な海洋環境を維持し、「ブルーカーボン」による二酸化炭素の吸収を促進する観点からも、海岸漂着物等対策を進めることが有効です。 海洋ごみに係る環境学習に当たっては、海洋ごみ対策と地球温暖化防止との関係についても啓発を行うよう工夫を重ねることとします。

2.1 自然的特性

(1) 海岸部における地形的特徴等

本県は、本州の北東部に位置し、東西約122km、南北約189kmと南北に長い楕円の形をしています。東は太平洋に面し、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県に接し、その広さは15,275km²で北海道に次ぐ広大な面積を有しています。

太平洋に面する延長約700kmの海岸線は、美しく変化に富み、宮古市から南は沈降海岸で入り江の多いリアス海岸となっており、宮古市から北は隆起海岸で海食崖や海岸段丘が発達した地形となっています。

(2) 海岸部に流下する河川の現況

本県内には一級河川⁴3水系があり、宮城県に注ぐ北上川、青森県に注ぐ馬淵川、秋田県に注ぐ米代川となっています(図2-1)。本県内陸部で発生したごみが北上川、馬淵川、米代川などを通じて県外の海洋に流出する可能性が高いことから、本県内陸部での海岸漂着物等対策を行うことで、隣県を含めた海岸漂着物等の発生抑制につながります。

図 2-1 県外に注ぐ一級河川(3水系)の位置図



⁴ 一級河川：1965年に施行された河川法によって、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定された「一級水系」に係る河川のうち、河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定(区間を限定)した河川

二級河川⁵は、表2-1に示すとおり45水系となっています。図2-2は主な河川の位置を示したもので、このうち他県に注ぐ河川は3水系（新井田川、大川、津谷川）となっています。

表2-1 本県の二級河川一覧

水系名	延長 (km)	河口のある自治体	水系名	延長 (km)	河口のある自治体
新井田川	49.250	八戸市	大槌川	12.500	大槌町
川尻川	12.000	洋野町	小槌川	11.782	大槌町
有家川	16.800	洋野町	鵜住居川	23.127	釜石市
高家川	22.100	洋野町、久慈市	水海川	3.900	釜石市
久慈川	27.609	久慈市	甲子川	20.700	釜石市
玉の脇川	1.500	久慈市	片岸川	3.819	釜石市
宇部川	6.982	野田村	熊野川	8.000	釜石市
米田川	1.650	野田村	吉浜川	2.350	大船渡市
安家川	27.928	野田村	浦浜川	1.650	大船渡市
普代川	23.427	普代村	泊川	1.000	大船渡市
明戸川	3.000	田野畑村	甫嶺川	3.300	大船渡市
平井賀川	1.800	田野畑村	綾里川	3.600	大船渡市
松前川	9.700	田野畑村	合足川	1.000	大船渡市
小本川	48.655	岩泉町	後の入川	1.200	大船渡市
撰待川	8.509	宮古市	盛川	10.800	大船渡市
田代川	12.327	宮古市	須崎川	2.200	大船渡市
閉伊川	75.655	宮古市	船河原川	0.700	大船渡市
八木沢川	1.900	宮古市	浜田川	3.700	陸前高田市
津軽石川	13.091	宮古市	気仙川	40.037	陸前高田市
重茂川	2.700	宮古市	長部川	3.100	陸前高田市
大沢川	5.700	山田町	大川	12.000	気仙沼市
関口川	4.400	山田町	津谷川	5.500	気仙沼市
織笠川	7.400	山田町			

出所：岩手県県土整備部河川課調べ

⁵ 二級河川：一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、河川法による管理を行う必要があり、都道府県知事が指定（区間を限定）した河川

図 2-2 主な河川の位置図



出所：岩手県県土整備部河川課作成

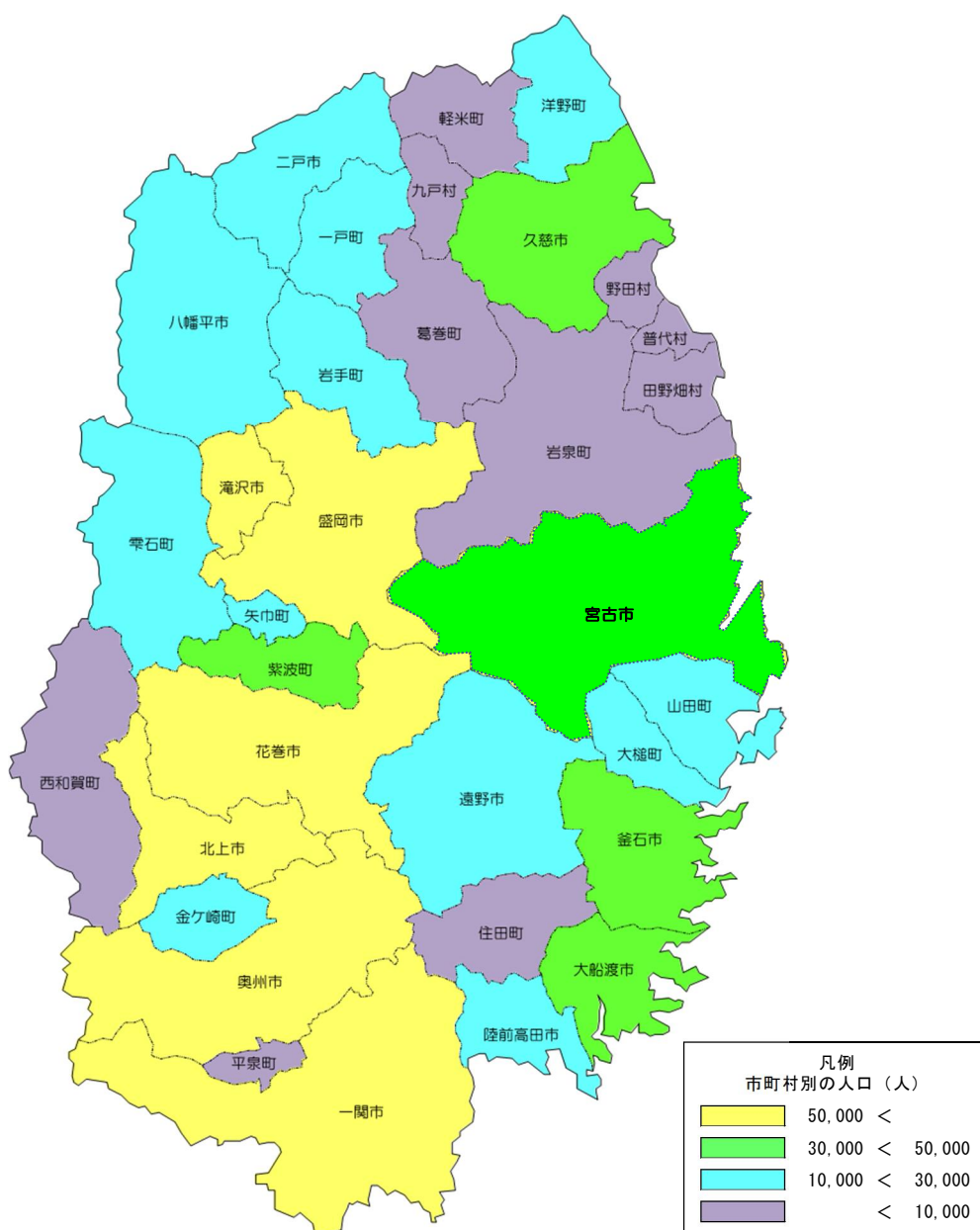
2.2 社会的特性

(1) 人口分布

本県の総人口は、令和4年1月現在、約118万人であり、そのうち沿岸12市町村の人口は約21.7万人となっており、県人口の約18%を占めています。沿岸市町村では宮古市が約4.9万人で最も多く、次いで大船渡市が約3.3万人、久慈市が約3.1万人、釜石市が約3.0万人となっています。

また、内陸部では、宮城県に注ぐ北上川の流域8市7町の人口は県人口の約75%、青森県に注ぐ馬淵川の流域1市2町の人口は約4%を占めています。

図2-2 市町村別人口分布図（令和4年1月1日現在）



出典：「住民基本台帳年報」（岩手県）

ア 自然公園

また、「国定公園」としては早池峰国定公園（遠野市、花巻市、宮古市）が、「県立自然公園」としては、久慈平庭県立自然公園（久慈市、葛巻町）、外山早坂高原県立自然公園（岩泉町、盛岡市）、五葉山県立自然公園（釜石市、大船渡市、住田町）、室根高原県立自然公園（陸前高田市、一関市）が指定されています。

イ ジオパーク

ジオパークでは、見どころとなる場所をジオサイトに指定して、多くの人が将来にわたって地域の魅力を知り、利用できるよう保護を行うとともに、ジオサイトを教育やジオツアーなどの観光活動などに活かし、地域を元気にする活動や、そこに住む人たちに地域の素晴らしさを知ってもらう活動を行っています。

写真 2-1 三陸ジオパーク ジオサイトの一例



北山崎 (田野畑村)

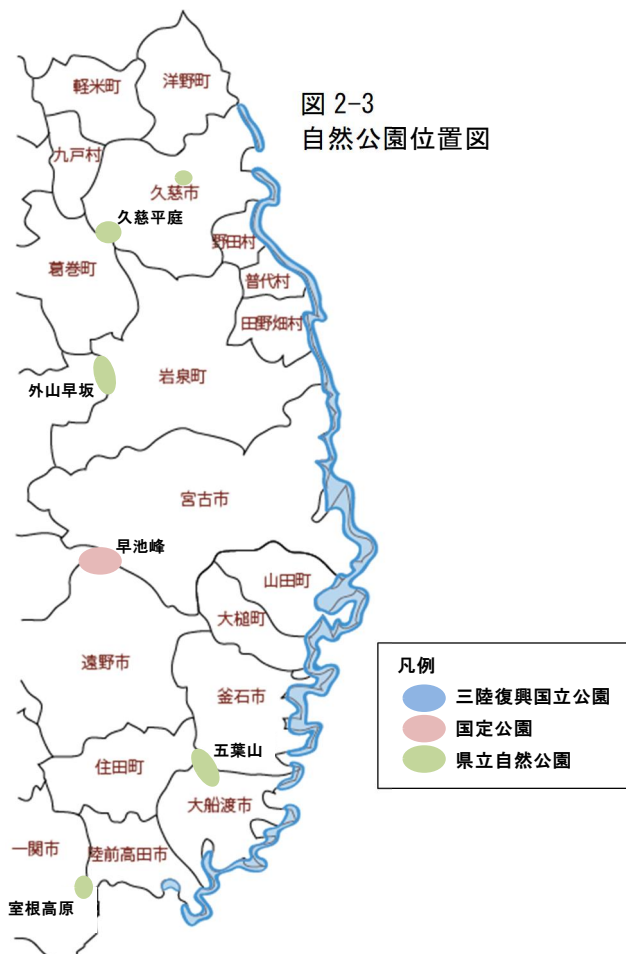


図 2-3
自然公園位置図

出所：「いわてデジタルマップ」
(<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/>)



三王岩 (宮古市)

6 ジオパーク：地域に親しみ、山や川をよく見てその成り立ちと仕組みに気付き、生態系や人間生活との関わりを考える場所。また、そのような地球を学ぶ旅を楽しむ場所

表 2-2 沿岸部の自然公園一覧 (1/2)

公園の種類	公園名	関係市町村	面積 (ha)	公園の特徴	指定 年月日
国立公園	三陸復興	久慈市 野田村 普代村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市	11,232	昭和30年に指定された陸中海岸国立公園は、岩手県の北部久慈市から南部の陸前高田市、さらに宮城県の一部を含む海岸地域で、多くの人に親しまれてきましたが、平成23年3月11日の東日本大震災津波により大きな被害を受けました。平成25年、再生の願いを込め、名称に「復興」を含め、青森県、宮城県の区域を広げて「三陸復興国立公園」として再指定されました。 宮古市から北部は主に隆起性の段丘海岸、南部が主に沈降性の典型的なリアス海岸となっており、特に北部は、大規模な断崖と岩礁景観が連続するわが国を代表する海岸景観となっています。	2013. 5. 24
国定公園	早池峰	遠野市 花巻市 宮古市	5,463	北上高地の中央部に位置し、早池峰山とその南に対峙する薬師岳を中心とした公園です。早池峰山と薬師岳の山頂は直線距離にして約3kmほどであり、早池峰山の地質は蛇紋岩、対する薬師岳は花崗岩であり、その植物群も全く異なっています。	1982. 6. 10
県立 自然公園	五葉山	釜石市 大船渡市 住田町	5,918	北上高地南部の高峰五葉山とこれに接する大窪山一帯を地域とする公園で、五葉山はハクサンシャクナゲ、レンゲツツジの群落、コメツガの原生林が美しく、北限のホンシュウジカの生息地としても有名です。 また、ツツジ科のゴヨウザンヨウラクが固有種とされています。	1966. 6. 1

出所：「いわての自然公園」

(<https://www.env.go.jp/park/sanriku/>)

(<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/shizen/shizenkouen/1005441.html>)

表 2-2 沿岸部の自然公園一覧 (2/2)

公園の種類	公園名	関係市町村	面積 (ha)	公園の特徴	指定 年月日
県立 自然公園	室根高原	陸前高田市 一関市	1,495	北上高地の南端、宮城県に接する地域にある室根山を中心とした公園で、頂上は展望に優れ、パラグライダーなどスカイスポーツのメッカとなっています。 また、国民休養地にも指定されています。	1974. 6. 4
	久慈平庭	久慈市 葛巻町	1,844	久慈川に沿った久慈溪流と、平庭峠を中心とした高原地域の2地域からなっており、それぞれ溪流景観、シラカバ林及びレンゲツツジの群落が美しく、自然を楽しむことができます。	1961. 5. 8
	外山早坂	岩泉町 盛岡市	9,333	岩洞湖を中心とした地域と、早坂峠を中心とした地域の2地域からなる公園です。岩洞湖の北西には美しい稜線を持つ姫神山があり、岩洞湖の人工美と姫神山の自然美の調和した景観を望むことができます。	1961. 5. 8

出所：「いわての自然公園」

(<https://www.env.go.jp/park/sanriku/>)

(<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/shizen/shizenkouen/1005441.html>)

(3) 港湾・漁港施設

本県には、久慈港、宮古港、釜石港及び大船渡港の4つの重要港湾並びに八木港及び小本港の地方港湾があります。また、市町村管理の漁港が67、県管理の漁港が31、計98の漁港が存在し、港湾・漁業活動が盛んに行われています。

また、各地域の海岸においては、アワビやウニ等の採介藻漁業⁷が盛んに行われており、特にワカメの養殖とアワビ漁業は全国有数の生産高を誇っています。

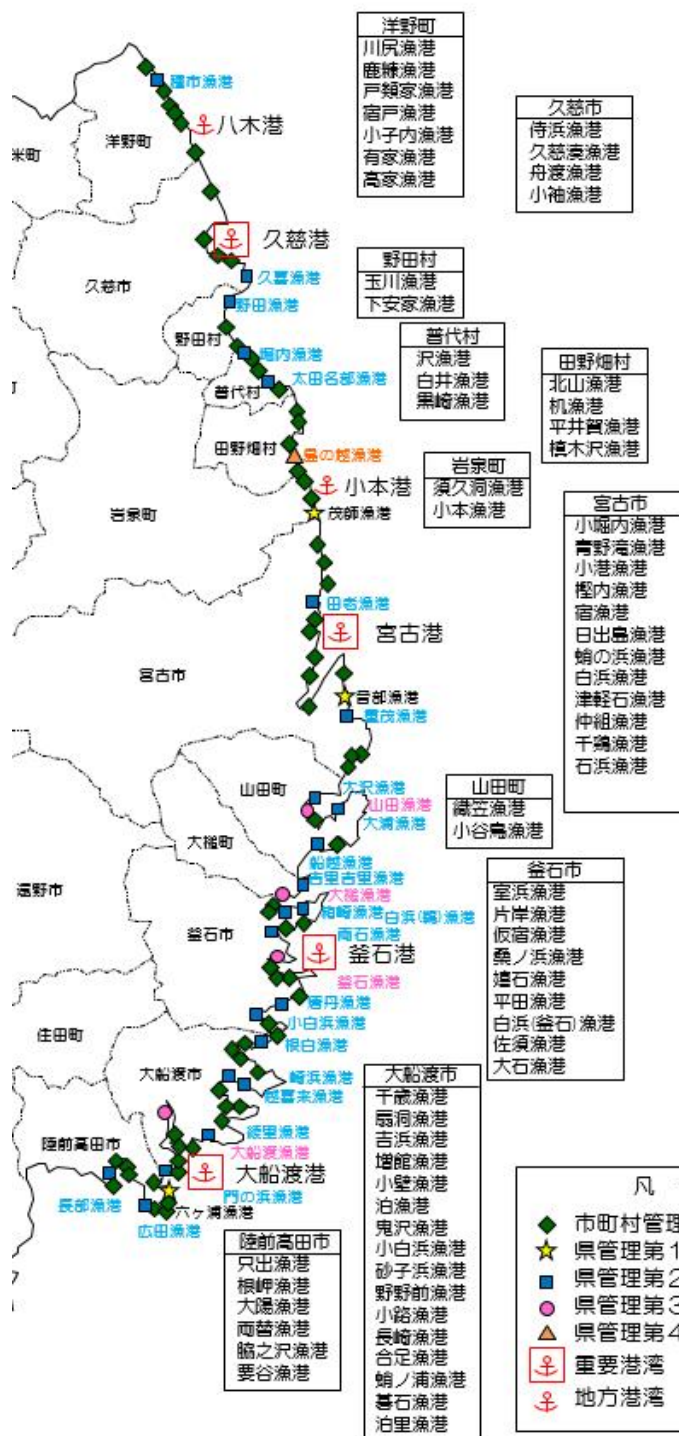


表 2-3 岩手県の港湾・漁港数

【港湾】

種 別	県管理
重要港湾	4
地方港湾	2
計	6

【漁港】

種 別	県管理	市町村管 理	計
第1種漁港	3	67	70
第2種漁港	23		23
第3種漁港	4		4
第4種漁港	1		1
計	31	67	98

図 2-4 港湾・漁港位置図

出所：岩手県農林水産部漁港漁村課作成

⁷ 採介藻漁業：浅海における海藻、貝類の採取及び養殖業

(4) レクリエーション施設

本県では、海水浴、キャンプ、釣り、サーフィン等の様々な海洋性レクリエーションが盛んに行われています。活動拠点となる海水浴場、キャンプ場、海浜公園は東日本大震災津波により被災したものの、整備が進められ、順次再開しています。

ア 海水浴場

海水浴場が存在する地域では、海岸利用に伴い廃棄物が発生しやすく、また、海岸漂着物等が海岸利用の妨げになるおそれがあります。

表2-4 主な海水浴場

海水浴場	所在市町村	備 考
種市海浜公園海水浴場	洋野町	
侍浜岩場海水プール	久慈市	
舟渡海水浴場	久慈市	
北侍浜野営場	久慈市	
机浜海水浴場	田野畑村	
浄土ヶ浜	宮古市	
藤の川海水浴場	宮古市	
真崎海岸小港海水浴場	宮古市	
女遊戸海水浴場	宮古市	
オランダ島	山田町	
荒神海水浴場	山田町	
浦の浜海水浴場	山田町	
吉里吉里海岸	大槌町	
浪板海岸海水浴場	大槌町	令和4年度再開
根浜海水浴場	釜石市	
綾里海水浴場	大船渡市	
越喜来浪板海水浴場	大船渡市	
吉浜海水浴場	大船渡市	現在利用不可（令和4年度現在）
高田松原海水浴場	陸前高田市	令和3年度再開
広田海水浴場	陸前高田市	

※ 備考欄の海水浴場再開の時期等については、公益財団法人岩手県観光協会「いわての旅」及び各市町村のホームページに明記されている内容（令和4年7月31日現在）を記載しました。

イ フィッシャリーナ⁸

海洋性レクリエーションの多様化に伴い、プレジャーボートによる漁港利用の需要が増大したこと等を踏まえ、本県においては、漁業活動のための区域と海洋性レクリエーションのための区域とを分離した施設であるフィッシャリーナが4箇所整備されています。

⁸ フィッシャリーナ：「フィッシュ（Fish）」と「アリーナ（Arena）」を組み合わせた造語であり、漁港内に設置されている漁船以外の船舶（プレジャーボート）専用の係留保管施設及び周辺環境施設のこと。

種市フィッシャリーナ（洋野町：種市漁港）については平成25年9月に、箱崎フィッシャリーナ（釜石市：箱崎漁港）については平成28年12月に、フィッシャリーナ陸前高田（陸前高田市：脇之沢漁港）については令和元年7月に、吉里吉里フィッシャリーナ（大槌町：吉里吉里漁港）については令和3年4月に、それぞれ使用許可の受付を再開しています。

写真 2-2 フィッシャリーナの状況



出所：岩手県ホームページの「フィッシャリーナの概要」

(<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/kibanseibi/1008562/fisharena/1008566.html>)

「フィッシャリーナ陸前高田」は陸前高田市が整備したものです。概要は以下のとおり。

(<https://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/soshiki/suisanka/gyokogakari/1/2/2543.html>)

ウ リアスハーバー宮古

海洋性レクリエーション需要の増大に対応し、ヨット競技の普及に寄与するため、クラブハウスを持つ本県初の本格的ヨットハーバーとして、県が平成11年に整備しました。岩手県沿岸のほぼ中央に位置する宮古港の神林地区に整備された本州最東端のディンギーヨット専用のハーバーとして、利用いただいています。

3

岩手県における海岸漂着物等の現状と課題

3.1 海岸漂着物等の現状

(1) 海岸漂着物等の発生等の状況

① 海岸漂着物等の回収・処理状況

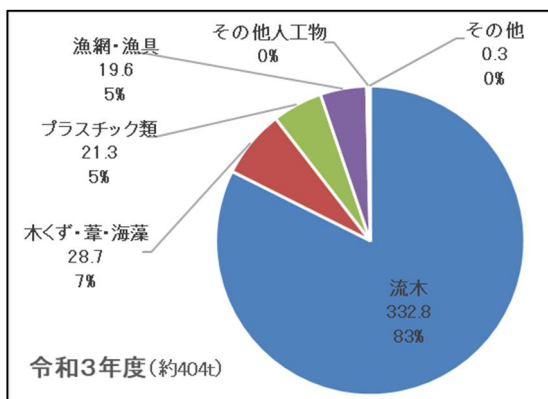
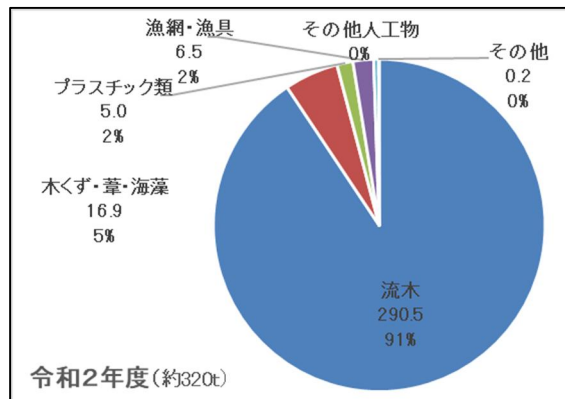
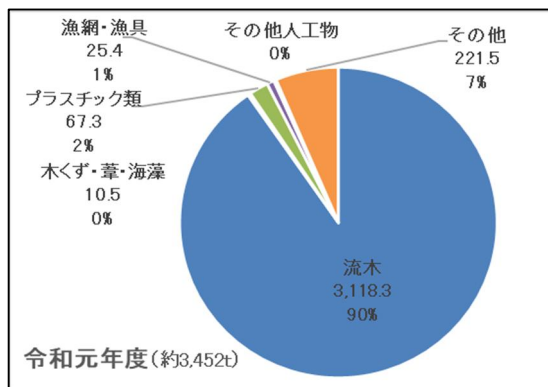
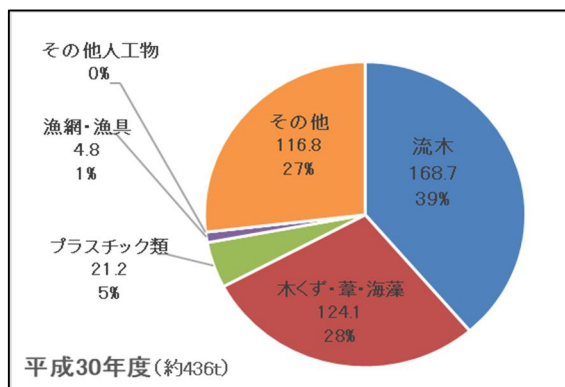
本県では、東日本大震災津波により大量の災害廃棄物（がれき）が海域に流出したこと、また、防潮堤等の海岸保全施設⁹の多くが被災し、その復旧・復興工事が行われていたことから、震災後の数年間は海岸漂着物等の量や内容を把握することは困難でした。その後、震災復興が進展したことから、平成30年度から、県・市町村が管理する海岸施設を対象として、海岸漂着物等の回収・処分状況の調査を行っています。

海岸漂着物等のうち、海岸の管理上支障があるものとして平成30年度から令和3年度に回収・処分された量は、表・図3-1のとおりです。

表・図3-1 県内で回収・処分された海岸漂着物等の内訳（重量ベース）

（単位：トン）

年度	自然物		人工物			その他	計
	流木	木くず・葦・海藻	プラスチック類	漁網・漁具	その他人工物		
平成30年度	168.7	124.1	21.2	4.8		116.8	435.6
令和元年度	3,118.3	10.5	67.3	25.4	8.5	221.5	3,451.5
令和2年度	290.5	16.9	5.0	6.5	1.5	0.2	320.4
令和3年度	332.8	28.7	21.3	19.6	1.2	0.3	403.8
計	3,910.3	180.2	114.8	56.2	11.2	338.8	4,611.3



出所：岩手県環境生活部資源循環推進課調べ

⁹ 海岸保全施設：海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

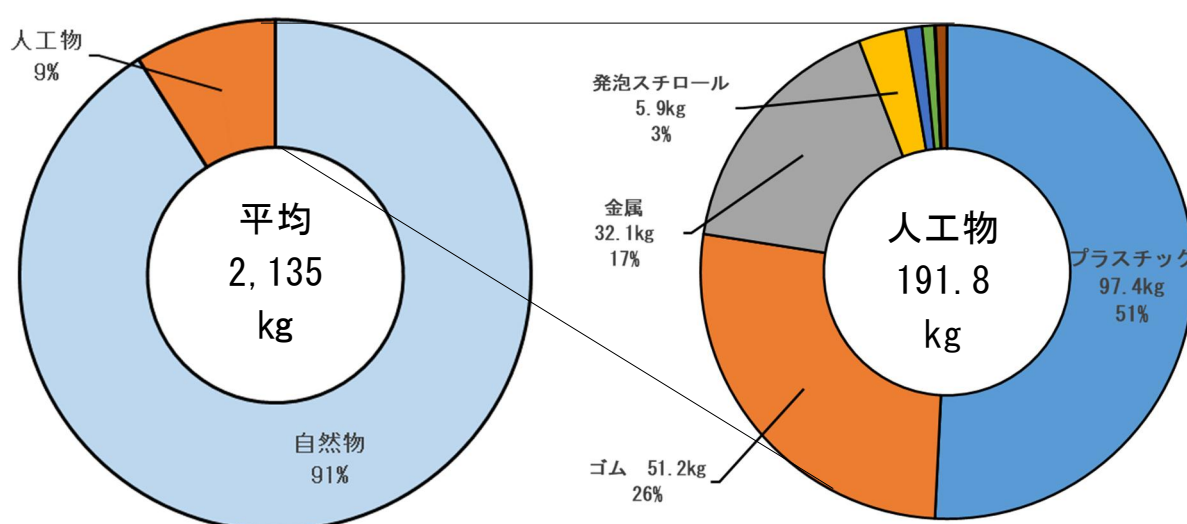
令和元年度は台風19号災害の影響から河川等から流入した流木等の回収のため大幅に増加し、合計で約3,452 tとなりました。令和3年度は、約404 tとなりました。このうち、流木・木材、木くず・^{あし}葦・海藻等の自然物が361.5 tと全体の約89%を占め、プラスチック類が21.3 t、漁網・漁具が19.6 t、その他人工物等（未分類）が1.5 tとなっています（表・図3-1）。

② 海岸漂着物等の組成調査について（定点調査）

県では、海岸へのごみの漂着状況について、毎年5～9月中に定点調査（5箇所：調査期間：1日）を行っています（漂着ごみの分類や観測地点の選定、調査時期その他の調査手法は環境省「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」を準拠）。

令和2年度から令和4年度の3年間の調査の結果、全体の約90%強が流木、海藻等の自然物が占め、人工物は約10%でした。人工物のうち、プラスチック類が約50%であり、続いて、ゴム類、金属類が占めました。詳細は図3-2 漂着ごみの組成のとおりです。

図3-2 漂着ごみの組成（重量ベース：令和2年度から令和4年度の3年間の平均）



【漂着ごみの構成（全体）】

【漂着ごみの構成（左記のうち人工物の内訳）】

組成調査で回収した漂着ごみのうち、プラスチック類の組成内訳は表3-2のとおりです。全体的に減少傾向となっていますが、個数では容器包装・食器類（ペットボトル、使い捨て（ワンウェイ）プラスチック製品等）が一定割合を占めています。

表3-2 定点での組成調査におけるプラスチック類の漂着ごみの傾向（重量・個数ベース）

区分	重量（単位：kg）				個数（個）			
	R2	R3	R4	平均割合	R2	R3	R4	平均割合
漁具類	87.0	69.0	46.8	69.4%	1,438	54	58	36.1%
容器包装・食器類	12.4	5.6	2.8	7.1%	1,164	347	231	40.5%
ポリ袋類	5.7	0.0	1.3	2.4%	693	1	11	16.4%
その他生活用品	49.3	4.3	8.1	21.1%	163	20	117	7.0%
計	154.5	78.9	58.9		3,458	422	417	

(2) 海岸漂着物等の漂着要因

平成30年度から令和3年度までの調査結果において多くを占めている流木・木材、木くず・葦^{わし}については、県内沿岸部の河川から海域に流出したもの、海藻、漁網・漁具については、風浪等により県内外の沿岸部から漂流したものが漂着したと推測されます。

流木・木材、木くず・葦などの自然物を除いた人工物のうち、プラスチックごみが約50%以上と高い割合を占めているほか、漁網・漁具等も見受けられています。プラスチックごみは県内沿岸部の河川から海域に流出したもの、及び他都道府県の河川等や、中国、韓国等の外国から海域に流出したものが海流に沿って本県に漂着したものなどが推測されます。また、漁網・漁具は漁労活動に伴い発生したものと推定されます。

なお、環境省が平成27年度から令和元年度まで実施した全国28地点での漂着ごみのモニタリング調査によれば、人工物のうち占める割合が大きい漂着ごみの内容は、表3-3のとおりとなっています。個数ベースでは、ボトルのキャップ、プラ製ロープ・ひも、木材、飲料用ペットボトル（2リットル未満）、プラ製その他漁具が多く、重量ベースでは、木材、プラ製ロープ・ひも、硬質プラスチック破片、プラ製漁網、飲料用ペットボトル（2リットル未満）が多かったところです。全国的にも人工物の海岸漂着物等の一定割合がプラスチックごみや漁具等の廃棄物を占めます。今後も継続的なモニタリング等により、海岸漂着物等の組成、存在量及びこれらの経年変化を把握していく必要があります。

表3-3 国内での漂着ごみ調査結果（人工物のうち占める割合の上位10位）

品目上位10種(個数ベース)			品目上位10種(重量ベース)		
No.	品目	割合(%)	No.	品目	割合(%)
1	ボトルのキャップ、ふた	17.6	1	木材(物流用パレット、木炭等含む)	32.9
2	プラ製ロープ・ひも	16.6	2	プラ製ロープ・ひも	19.1
3	木材(物流用パレット、木炭等含む)	9.2	3	硬質プラスチック破片	9.0
4	飲料用ペットボトル(2リットル未満)	6.9	4	プラ製漁網	6.3
5	プラ製漁具	4.2	5	飲料用ペットボトル(2リットル未満)	4.2
6	プラ製容器包装(カップ等)	4.0	6	発泡スチロール製フロート・ブイ	3.9
7	プラ製荷造りバンド・ビニールテープ	3.7	7	プラ製ブイ	3.5
8	ウレタン	3.5	8	プラ製漁具(アナゴ筒)	3.4
9	プラ製食器(ストロー、フォーク、スプーン、マドラー、ナイフ)	3.5	9	靴(サンダル、靴底含む)	1.2
10	プラ製ブイ	3.2	10	ガラス製食品容器	1.2

出所：環境省資料

(3) 海洋中のプラスチックごみ実態調査

県では、県内海域におけるプラスチックごみ（マイクロプラスチックを含む）の分布状況を調査するため、令和3年度から調査を行っています。

① 調査方法及び調査対象

- ・環境省「漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調査ガイドライン」に準拠。
- ・マイクロプラスチック（直径5mm以下）を含むプラスチックごみ（全サイズ）としました。

② 調査地点及び回数

本県の北部（普代村黒崎沖）と南部（陸前高田市椿島沖）にお

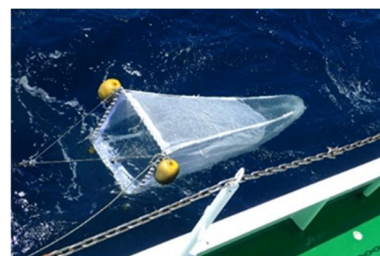


調査地点

ける岸から 0 海里地点と 50 海里（約 93 km）地点の合計 4 地点を調査地点とし、各地点について 2 回（8 月及び 11～12 月）実施しました。

③ 試料採取・分析

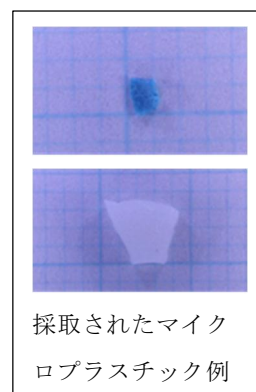
曳網して海中の漂流物を採取。採取した試料はプラスチックごみ以外の自然物を分離のうえ、目視によりプラスチックごみを摘出・回収。その後、FT-IR 法¹⁰によりプラスチックごみの材質の同定を行いました。



試料採取の様子

④ 調査結果（令和 3 年度）

全ての調査地点でマイクロプラスチック（1-5mm）が回収されました。回収されたマイクロプラスチック（1-5mm）の個数は 1 地点あたり 5～45 個（平均 22 個）、個数をろ水量で割った個数密度は 0.02～0.21 個/m³（平均 0.09 個/m³）であり、調査地点や時期により個数の分布にばらつきがありました。環境省の調査結果（沖合海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書）では全国平均個数密度は 2.40 個/m³（6 年平均）であり、本調査結果はこれより 1 桁少ない結果となりました。



採取されたマイクロプラスチック例

プラスチックごみの形状はフラグメント（破断片）が多くを占め、材質はポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレンの順に多い結果となりました。

令和 3 年度の調査結果では、平均では全国平均個数密度より低い結果となりましたが、季節や調査地点により個数分布にばらつきがあるなど、十分な実態把握には至っていません。今後も継続的なモニタリング等により、本県海域におけるマイクロプラスチック分布の経年変化を把握していく必要があります。

3.2 海岸漂着物対策の状況（第 1 期地域計画）

（1）海岸漂着物等の処理に関する県内の取組状況

ア 海岸管理者等による処理

（ア）日常管理における処理

海岸、港湾及び漁港の各管理者は、定期的に行うパトロールのほか、港湾や漁港の利用者からの情報提供等により把握した海岸漂着物等については、維持管理上支障とならないよう処理を行っています。

また、沿岸の市町村では、令和 2 年度から環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用し、海岸漂着物等の回収・処理が進められています。そのうち、大船渡市・宮古市・山田町では、漁業者自らが作業中に確認した海岸漂着物等を回収し、市町村が設置した回収 BOX に集約したうえで、当該市町村が処理する仕組みを構築し、漁場の保全と一体となった取組が進められています。



回収 BOX の例（大船渡市）

¹⁰ FT-IR 法：物質に赤外線を照射し、どの波長がどの程度吸収されたか（スペクトル）をデータベースと照合し、材質を同定する方法

(イ) 災害関連事業等による処理

洪水、台風等により大量の流木やごみ等が海岸に漂着し、海岸保全施設等の機能を阻害する場合で漂着量が1,000m³以上のものについては、国の補助事業である「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を活用して処理を行っています。港湾施設¹¹及び漁港施設¹²については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業により処理を行っています。また、当該事業の採択要件に満たない規模の流木等については、県単独災害復旧事業により処理を行っています。

イ ボランティア等による清掃活動

(ア) 国土交通省では毎年7月を「海岸愛護月間」とし、海岸の清掃やイベント等を通して海岸愛護活動を展開しており、県内でも市町村等が主催してボランティア等による海岸清掃活動が行われています。東日本大震災津波以前は、15海岸で延べ3千人以上のボランティアが参加し海岸清掃活動が行われていました。東日本大震災津波以降は参加者数が減少したものの、海水浴場の再開に合わせて活動が再開されています。

表 3-4 海岸愛護月間中の清掃活動状況

年度	実施海岸数	実施件数	参加延べ人数
H14	9	14	2,201人
H15	14	15	1,480人
H16	11	13	1,672人
H17	15	18	3,400人
H18	8	13	1,179人
H19	5	5	500人
H20	7	—	—
H21	11	13	1,582人
H22	7	8	891人
H23	2	2	111人
H24	1	1	11人
H25	1	1	72人
H26	1	1	120人
H27	2	2	189人
H28	1	1	18人
H29	—	—	—
H30	3	3	234人
R1	4	4	378人
R2	3	3	340人
R3	4	4	300人

出所：岩手県県土整備部河川課調べ

¹¹ 港湾施設：港湾の利用又は管理に必要な施設（航路、防波堤、岸壁、臨港道路など）

¹² 漁港施設：漁港区域内にある基本施設（防波堤、岸壁、泊地等）及び機能施設（道路、橋、用地等）

表3-5 海岸愛護月間における清掃活動（令和3年度）

名 称	海岸名	主 催	参加人数
大野海岸清掃	大野海岸	観光物産協会	150人
高田海岸清掃	高田海岸	観光物産協会	100人
根浜あおぞらパーク	根浜海岸	根浜あおぞらパーク実行委員会	30人
明戸地区海岸清掃	明戸地区海岸	海づくり少年団育成会	20人

出所：岩手県県土整備部河川課調べ

(イ) 海洋の環境問題についての理解を高め、海を未来へ引き継ぐアクションの輪を広げていくことを目的とする「海と日本PROJECT」の活動が、公益財団法人日本財団、総合海洋政策本部¹³、国土交通省の旗振りのもと全国で取り組まれています。また、環境省と日本財団は、「海ごみゼロウィーク」（5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後の期間）を定め、海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動への参加を広く呼びかける等の活動を行っています。

県内においても、「いわて海ごみなくし隊」（海と日本PROJECTin岩手）による海岸清掃活動や海洋環境保護の啓発活動などの取組が県内各地域で積極的に展開されています（令和3年度に「海ごみゼロウィーク」期間中に清掃活動を行った団体数：23団体）。

県では、令和2年度から「海ごみゼロウィーク」キックオフイベントを開催し、海岸清掃活動とともに、広報を活用した海洋ごみ削減のためのごみの排出抑制や海岸・河川等の環境美化活動に係る県民への普及啓発活動を展開しています。

（令和2年度：浄土ヶ浜（宮古市）・基石海岸（大船渡市）・長根浜（久慈市）、令和3年度：根浜海岸（釜石市）、令和4年度：長根浜（久慈市））。

写真3-1 「海ごみゼロウィークキックオフイベント」の状況（令和4年度）



(ウ) 北上川や中津川においては、毎年4月下旬に、約190団体・約2,600名のボランティアが参加して「北上川一斉河川清掃」（北上川水系水質汚濁対策連絡協議会主催）が行われるなど、県内の河川においても、ボランティア等による清掃活動が積極的に展開されています（令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から見合わせ）。

¹³ 総合海洋政策本部：海洋基本法（平成19年法律第33号）に基づき、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に設置された組織。海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事務等を所掌している。

写真3-2 北上川一斉河川清掃の状況（平成31年4月）



（写真提供：国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所）

（エ） 県では、「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」により、県が管理する河川や海岸において地元自治会等が行う清掃や美化等のボランティア活動を支援しています。制度活用団体数の推移は、表3-6に示すとおり東日本大震災津波後は一時減少したものの、その後は、河川の清掃活動に係る利用件数が増加傾向にあります。他方、海岸清掃に係る活用の実績が少なく、制度の周知・活用の促進が課題となっています。

表3-6 いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度活用団体数（単位：団体）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
河 川	42	48	25	32	37	44	59	61	60	62	61	67	67
海 岸	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
計	45	50	25	32	37	44	59	61	60	62	61	68	67

出所：岩手県県土整備部河川課調べ

（２） 海岸漂着物等の発生抑制に関する県内の取組状況

ア 流域の連携による環境保全活動の推進

森川海条例に基づき、各広域振興局・保健福祉環境センター単位で、流域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を内容とする流域基本計画の策定に取り組み、県内の全ての流域において計画が策定されています。

計画の実現に向け、流域ごとに住民、事業者、NPO、行政機関等を構成員とする流域協議会を設置し、関係機関が連携して計画を推進することとしており、河川や海岸等の清掃、植林や間伐等の森林整備等、ボランティアによる地域課題に応じた活動のほか、水生生物調査等を通じた環境学習による人材育成等、住民参加による海岸漂着物等の効果的な発生抑制に資する様々な環境保全活動が実施されています。

表3-7 流域基本計画の策定状況

年度	策 定 計 画
H16	花巻（豊沢川）、北上（和賀川）、宮古（閉伊川・小本川）、久慈（久慈川）
H17	奥州（北上川、胆沢川）、花巻（葛丸川）、遠野（猿ヶ石川）、いわい地域（磐井川、金流川、太田川、砂鉄川、千厩川、黄海川、大川、津谷川。H30年度に計画を統合）、釜石（大槌川・小槌川・鶴住居川・水海川・小川川・甲子川・片岸川・熊野川）、久慈（洋野町流域）、二戸（馬淵川・新井田川）
H18	盛岡（北上川上流、米代川・馬淵川上流）、花巻（稗貫川、猿ヶ石川）、大船渡（三陸町流域、盛川、気仙川）、久慈（野田村・普代村流域）

表3-8 活動団体及び事業数

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
団体数	661	644	612	611	366	452	438
事業数	866	810	839	860	965	906	825

出所：岩手県環境生活部環境生活企画室調べ

表3-9 流域基本計画に基づく主な環境保全活動の実績

流域基本計画	活動内容	実 績
久慈地域流域基本計画	清掃活動 (くじ川の会)	R2 2回 30人 R3 1回 23人 その他、水質調査、水生生物調査及び野鳥観察を実施。
宮古・下閉伊地域流域ビジョン	海浜清掃活動 (宮古湾海事振興会)	R2 7/18実施、12名参加 R3 7/17実施 7名参加
	自然公園(浄土ヶ浜)クリーン作戦 (浄土ヶ浜をきれいにする会)	R2 7/18実施 120名参加 R3 4/24実施 150名参加 7/17実施 175名参加
釜石・大槌地域流域ビジョン	各団体による河川や海岸の清掃活動	R2 2回 約120名参加 R3 3回 約480名参加
大船渡湾水環境保全計画	湾内清掃船「さんご丸」による清掃活動	大船渡湾内から回収したごみの処理量 R2 5,220 kg R3 6,150 kg
大船渡市三陸町地域流域基本計画	各団体等における海岸、漁港清掃活動	R2 11回、756名(越喜来小、北里大学、各地区の漁業関係者) R3 13回 867名(越喜来小、各地区の漁業関係者、地域住民等)
気仙川流域基本計画	気仙川一斉清掃 (気仙川清流化推進協議会)	R2 1回(9月) 1,750 kg R3 1回(9月) 2,500 kg

出所：岩手県環境生活部環境生活企画室調べ

イ 環境美化活動

県は、昭和59年に「クリーンいわて運動推進要綱」を定め、環境美化活動の実践により、ごみの散乱を防止し住環境の清潔を保持するとともに、廃棄物の発生を抑制し、3Rを推進するため「クリーンいわて運動」を実施しています。

表3-10 ポイ捨て・不法投棄・散乱ごみの回収量(令和3年度)

	市町村が自ら実施した清掃・回収活動で回収された量	市町村が把握している町内会、市民団体、事業者等が実施した清掃・回収活動で回収された量
県内市町村	50.6 t	119.5 t

出所：岩手県環境生活部資源循環推進課調べ

ウ エコ協力店いわて認定制度

ごみ減量化を進めるためには流通から消費段階における対策が必要であることから、平成16年度に本県独自の「エコショップいわて認定制度」を創設しました。そして、プラスチック資源循環促進法の施行を機会に、一層のプラスチックごみの排出抑制を進めるべく、令和4年度からは宿泊施設を認定制度の対象に加えるとともに、名称を「エコ協力店いわて認定制度」に変更しました。

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店・サービス業を営む事業所（エコショップ）、飲食店（エコレストラン）、宿泊施設（エコホテル）の認定を行うとともに、優れた実績を挙げた店舗や先駆的な取組を実施している店舗等を「エコ協力店いわて優良事例」として表彰する等により、レジ袋の削減や食品トレー等の店頭回収等各店舗における自主的な取組を促進しています。

【認定状況（令和4年3月末現在）】

エコショップいわて：294店舗、エコレストランいわて：7店舗

【平成29年度から令和3年度までのエコショップいわて優良事例表彰 表彰件数】

	H29	H30	R1	R2	R3
件数	9	9	9	10	9

エ 廃棄物の発生抑制等に取り組む事業者に対する支援

（ア） 岩手県再生資源利用認定製品制度

循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）に基づき、廃棄物等の再生資源を利用した、一定の基準を満たす優良なリサイクル製品を認定し、県が優先的な利用に努めるとともに、県民、事業者、市町村等に積極的な利用を促すことにより、廃棄物の減量、リサイクル製品の需要拡大と資源の有効利用の促進に取り組んでいます。

【主な認定状況（令和4年3月末現在）】 45社・168製品

コンクリート二次製品（溶融スラグ等利用）77製品、木製工作物46製品

（イ） 産業・地域ゼロエミッション推進事業

環境に配慮した事業活動を促進し、環境産業の育成を図りながら、産業廃棄物等の減量化及びリサイクル等を推進することを目的として、平成15年度から、県内の事業者等が行う、主に県内で排出される産業廃棄物等の発生抑制等に係る事業活動に要する経費への補助を行っています。県内の事業者から排出される廃プラスチックの再生ペレット加工等、廃プラスチック類の再資源化、減量化等の取組に対しても、これまで12件の補助を行っています。

【平成29年度から令和3年度までの補助実績】

	H29	H30	R1	R2	R3
件数	6	8	9	7	6
事業費（百万円）	約142	約199	約204	約252	約132
補助額（百万円）	約52	約62	約64	約63	約43

【廃プラスチック類の減量化等の取組に対する補助の例】

事業者名	事業の概要・特徴
岩手県しいたけ生産事業協同組合（奥州市）	人工ほだ木を包む廃プラスチック袋をマテリアルリサイクル化し、処理費用を削減
小田島建設株式会社（北上市）	市町村から引き取る廃プラスチック製容器包装を再商品化する工程から生じる残さを活用し固形燃料（R P F）を製造
ニッコーファインメック株式会社（一関市）	小型家電廃棄物等の廃プラスチック、金属くずの混合物の中間処理（分別）を実施し、再生資源として活用するための選別ラインを整備し、機械装置による破碎・選別等を実施
株式会社志田産業（大船渡市）	県内の事業者から排出される廃プラスチックの再生ペレット加工を行い、県内の製品製造事業者へ生成原料を販売
株式会社丸才（雫石町）	発泡スチロールの再資源化による高付加価値のペレット製造・販売

オ 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

農業用廃プラスチックは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物となります。農協、市町村、県等で構成する各地域協議会（20組織・団体）が中心となり、地域的な回収処理体制を整備し、適正処理が行われています。

カ 漁業用廃プラスチックの適正処理の推進

漁網、ロープ、浮具、養殖用資材をはじめ多くの漁業系廃棄物はプラスチック製品が占めています。漁業用廃プラスチックは産業廃棄物であり、適正処理が求められます。

環境省では「漁業系廃棄物処理ガイドライン」を策定し、漁業系廃棄物の適正な分別収集と処理、再生利用の促進等に取り組むよう示しています。これを受け各漁協では、漁場の保全の観点も踏まえ、漁業系廃棄物の適正処理と漁業者による回収などの取組を進めています。

キ 不法投棄の防止

県では、不法投棄の防止を図るため、6月と10月を不法投棄追放月間に設定し、以下の各事業を実施しています。

（ア） 不法投棄監視パトロールの実施

広域振興局等管内毎に警察署、海上保安部、市町村、一般社団法人岩手県産業資源循環協会等を構成員とした合同会議により、不法投棄防止のための効果的な監視等の方策を検討し、合同パトロールを実施しています。

（イ） 青森・秋田・宮城県境合同会議・合同パトロールの実施

青森・秋田・宮城県に接する広域振興局等において、隣接する県の地方機関と合同でパトロールを実施しています。

（ウ） 産業廃棄物適正処理指導員（産廃Gメン）による活動

県内に産業廃棄物適正処理指導員を配置し、不適正処理の調査及び適正処理に向けた指導をしています（R4：11名）。

(エ) 広域連携によるスカイパトロールの実施

北海道、東北6県及び新潟県と連携し、県警本部及び釜石海上保安部の協力を得て、ヘリコプターによるスカイパトロールを広域的に実施しています。

ク 森林における流木災害防止対策の推進

県では、国の「流木災害防止緊急治山対策プロジェクト」(H29～R2) 対象箇所として、12市町村20箇所で治山ダムの設置や流下危険木の除去等を実施したところであり、その後も、流域治水の取組とも連携を図りながら、流木災害防止に資する同様な対策を継続しています。

ケ 河川における立木除去の推進

河川内の樹木は出水時に流下の支障となるだけでなく、流木となり流出するおそれがあることから、県が管理する河川において、計画的に河川内の立木等の除去を行っています。

(3) 環境学習・普及啓発に関する県内の取組状況

ア 学校における環境学習の推進

沿岸地域をはじめ、県内の小中学校・高等学校でも環境学習の一環として、海岸漂着物等の回収や組成調査などの取組が進められています。一例として、洋野町では海洋学習として、町内の全小中学校で海岸清掃や海岸漂着物等の組成調査（全数調査）の取組が行われているほか、宮古水産高等学校や釜石高等学校では学生が海岸漂着物等の組成調査などを行い、その結果を研究レポートしてまとめるなどの取組が進められています。

イ 多様で身近な環境学習機会の提供・支援、普及啓発

(ア) 環境学習交流センターによる取組

県内の環境活動拠点施設として、平成18年4月1日に県民情報交流センター（アイーナ）に環境学習交流センターを設置し、環境情報の収集提供、環境学習の支援及び環境保全活動の支援を行っています。

表3-11 環境学習交流センター利用者数 (単位:人)

H29	H30	R1	R2	R3
43,048	45,010	45,905	43,048	45,010

出所：岩手県環境生活部環境生活企画室調べ

(イ) 環境アドバイザーの派遣

県民の身近な環境学習を支援するため、県内の各地域で開催される環境問題の研修会等に、環境アドバイザーとして知事が委嘱した有識者を派遣する環境アドバイザーの派遣業務を平成3年度から行っています（令和3年度派遣回数：221回）。

(ウ) 出張環境学習会の開催

環境学習広報車（愛称「エコカーゴ」）を活用した出張環境学習会を実施し、地域における環境学習を支援しています。

(エ) 水生生物による水質調査

水生生物調査は、川底に棲み、肉眼で見ることができる大きさの様々な生き物（カゲロウやサワガニ等）の生息状況を調べ、その結果から川の水質を把握するものであ

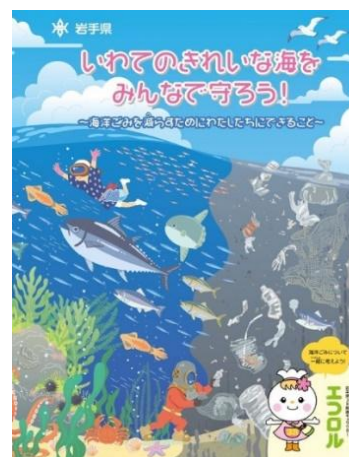
り、手軽に誰でも参加できることから、小学生から大人まで広く水質保全意識を啓発する学習教材として有効です。

本県の令和3年度の調査参加人数は11,569人であり、例年、調査参加人数は全国上位です。

(オ) 小学校への学習資材の提供

令和2年度から小学生向けの海洋ごみに係る普及啓発パンフレット「いわてのきれいな海をみんなで守ろう！」を作成し、県内小学6年生を対象に配布（各年約1万部）するとともに、各地域での環境学習に活用されています（電子データは県ホームページにも掲載）。

さらに、学校における環境学習の支援を図るため、海をはじめとした北東北のすばらしい自然の紹介や、暮らしの中での3Rに関する内容を掲載した、児童向け環境副読本「あかるい未来につなぐ 大切なふさと&地球」を作成し、県内の小学5年生全員に配布しています。



ウ 普及啓発活動

(ア) 県による取組

- 令和2年10月に「海を守ろう！チャレンジフォーラム2020」（宮古・大船渡）を開催するとともに、令和3年度には内陸部での「海洋ごみ対策啓発パネル展」（5箇所）や子ども向け海洋ごみ問題をテーマとしたアニメ上映会を開催しました。そして令和4年度は県内4か所で海岸漂着物に係る出前講座を開催しました。
- 令和3年度に「海と日本プロジェクトin岩手」ホームページ内に県の海岸漂着物対策に係る特設ページ「海ごみ対策with岩手県」を開設し、情報提供を行っています。
- 令和3年度から「いわてごみゼロ・3R推進ポスターコンクール」に新たに「海ごみ部門」を創設しました。海ごみに関連するポスターの応募が多数あり、それぞれ優秀作品として表彰し、県民への普及啓発活動に活かすことにしています。

写真3-3 「いわてごみゼロ・3R推進ポスターコンクール」表彰作品（令和3年度）

（掲載は海洋ごみに関連する作品の抜粋です）

最優秀賞



盛岡市立大宮中学校2年 箱崎望ノ愛さん

特別賞 海ごみ部門



奥州市立胆沢中学校2年

高橋優さん

（イ） 関係団体による取組

海上保安庁第二管区海上保安本部、八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署において、小中学生を対象とした図画コンクールや幼稚園児向けの環境教室、小中学生との海浜清掃等を行っています。

また、前述のとおり、「海と日本プロジェクトinいわて実行委員会」（いわて海ごみなくし隊）・「CHANGE FOR THE BLUE実行委員会」をはじめ、さまざまな環境保全団体や企業が県内各地域で「海岸愛護月間」「海ごみゼロウィーク」等におけるイベントや各種清掃活動、普及啓発活動を実施しています。

3.3 海岸漂着物等に関する課題

(1) 海岸漂着物等の処理に関する課題

- 関係主体が連携して、生活や産業に影響を及ぼす海岸漂着物等を円滑かつ適正に処理する必要があります。特に、海岸漂着物等の多くを占める流木等は、台風や大雨の際の洪水に伴って河川から海域に流出することが多く、漁業等の生産活動に支障が生じるため処理に当たっては緊急的な対応を要します。

- 平成30年度から海岸漂着物等の回収・処理の実態調査を開始し、本県の海岸漂着物の傾向を把握し始めました。令和2年度～令和4年度までの調査結果では、海岸漂着物等の約9割が流木・海藻などの自然物が占める一方で、プラスチックごみが人工物の約5割を占めることが明らかとなっています。もっとも、実態調査を開始して間もないことから、依然として海岸漂着物等のデータが少ない状況です。

また、本県海域のプラスチックごみ(特にマイクロプラスチック)の実態把握のため、令和3年度から洋上での調査を行っています。令和3年度調査では、調査地点の全てでマイクロプラスチックが確認されました。本県海域のプラスチックごみは全国平均個数よりも大幅に少ない結果となりましたが、調査時期や地点によりばらつきがあるなど海流の影響に左右される状況も散見されることから、依然として本県海域の実態は明らかになっていません。

このことから、継続したモニタリング調査等により、海岸漂着物等の状況を把握する必要があります。

- 東日本大震災津波以前に比べ、海岸愛護月間における海岸清掃等の活動が減少していましたが、最近では、ボランティアによる清掃活動が積極的に行われるようになってきており、「海と日本プロジェクト」のホームページ上などで活動実績を掲載しているケースも徐々に増えてきました。民間事業者等と連携しながら、この活動を継続して支援していく必要があります。
- 海岸や河川の清掃については、ボランティアの活動によるところが大きいですが、県が実施している「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」を活用し河川清掃を実施する団体数は増加傾向であるのに対して、海岸の清掃活動等を行う団体数は少ない状況です。また、各地域の流域協議会をはじめ、海岸・河川の清掃を担う団体には、高齢化による担い手不足などから活動が停滞している団体も見受けられます。海岸漂着物等の約8割が河川を通じて海洋に流出したことが原因とされていることから、内陸部を含めた対策が必要であることから、長期的な観点から、海岸や河川清掃を担う団体の担い手育成が急務といえます。
- ボランティアによる清掃活動は人力によるものが多く、流木等の大型の海岸漂着物等を処理することは困難です。また、人や車両が立ち入れない場所に海岸漂着物等が漂着した場合、回収が困難です。
- 回収した海岸漂着物等は海水を含むため、処理が困難となる場合があります。

(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する課題

- プラスチックごみについては、環境中で砕けマイクロプラスチックに変化して回収が困難となる前に円滑に処理する必要があるほか、その排出の抑制を図ることが重要です。

-
- 海岸に至る河川流域における清掃活動の実施等、内陸地域と沿岸地域が一体となった施策を推進する必要があります。
 - （再掲）海岸や河川清掃を行う団体が継続して活動できるよう、各団体のニーズを把握したうえで、民間事業者等と連携しながら、担い手育成をはじめ、活動を継続して支援していく仕組みを構築する必要があります。
 - 廃棄物の３Ｒを推進するため、県民に対する普及啓発に取り組むとともに、民間事業者の取組を促進する必要があります。
 - ポイ捨て・不法投棄を防止するため、県民に対する意識啓発や監視の徹底が必要です。
 - 森林や河川における流木発生対策では、予定している箇所について計画的に事業を実施することが必要です。
 - 海岸漂着物等のモニタリング調査を継続的に実施し、漁具やプラスチック類、生活系ごみ等漂着物の発生状況に応じた対策を講じることが必要です。
 - プラスチック資源循環促進法に基づく、プラスチック製品の排出抑制、プラスチックごみの分別・収集・再生利用の促進などを総合的に進めるためには、事業者・市町村をはじめ関係団体が連携した取組の促進が不可欠です。
併せて、農業用プラスチックごみ（緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻など）、漁業用プラスチックごみをはじめ、産業活動に伴い排出されるプラスチックごみの排出抑制等に向けた取組の促進も重要といえます。

（３） 環境学習・普及啓発に関する課題

- 陸域で発生したごみが河川等の水域を経由する等して海域に流出又は飛散する（図 3-3 参照）ことに鑑み、海岸漂着物対策は、海岸地域だけでなく内陸部も含めすべての地域における共通の課題であるとの認識を高め、県民一人ひとりの行動を促す必要があります。そのためにも、県民一人ひとりが海洋ごみ問題に関心を持ち、主体的に環境美化活動に参画していけるよう、県民運動への展開に向けた仕組の構築が必要といえます。
- 幼児・児童・学生等に対しては、環境学習を通じて、海のごみ等についての意識の高揚を図ることが重要です。
さらに、昨今では、県内の小中学校（例：洋野町の全校、野田小学校、釜石東中学校）や高等学校（例：宮古水産高等学校、釜石高等学校、大槌高等学校、久慈東高等学校）の生徒が中心となり海岸漂着物等の調査や自主的な研究が進められており、かつ東京大学、岩手県立大学をはじめとした研究機関と連携した取組も本格化しています。教育機関と研究機関が連携した取組が一層進められることが重要といえます。
- 地域における環境保全活動や３Ｒの取組を普及させるため、環境人材の育成や民間団体など多様な主体の参画が重要であり、そのためにも地域住民や企業による環境保全活動が展開できるよう、コーディネート強化が必要です。

図3-3 海洋ゴミ発生のイメージ



- 私たちが日頃の生活で使用するペットボトルなどの容器包装はもとより、食器、バケツ、おもちゃをはじめあらゆる生活用品はプラスチックでできています。また、合成繊維の衣類もプラスチックでできています。

プラスチックは自然界で分解しにくい性質があり、経年するにつれて細かく砕けます。特に海に流れ出したプラスチックは紫外線や海流の影響を強く受けます。これらが直径5mm以下にまで小さくなったものが「マイクロプラスチック」と言われています。

研究では、海洋に流出した「マイクロプラスチック」は海中の有害物質を取り込む性質があるされており、これを魚が餌やプランクトンと誤って捕食するなどし、体内に蓄積されると言われています。このため、「食物連鎖」として生態系への影響が懸念されます。

また、人工芝が老朽化により細かく砕けてマイクロプラスチックが発生していることが報告されています。

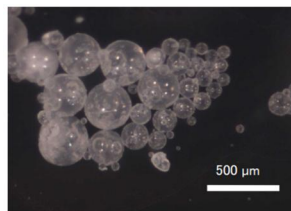
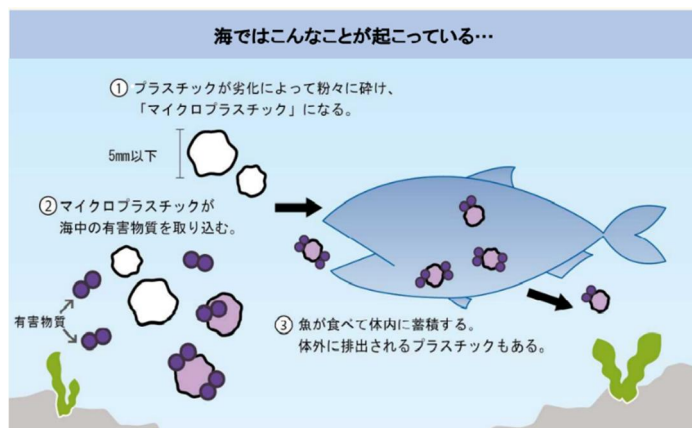
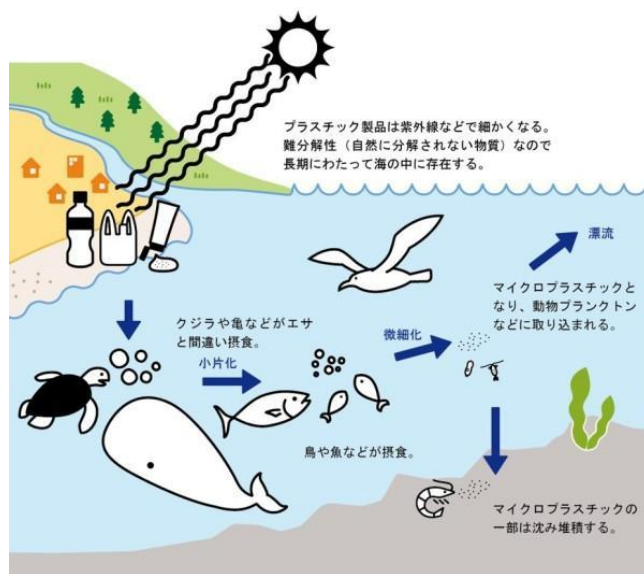
- 「マイクロプラスチック」は、プラスチックが細かく砕けて発生する場合に加えて、日々の日常生活で使用する製品からも発生する場合があります。

例えば、洗顔料、化粧品や歯磨き粉の中には、研磨剤としてマイクロビーズが使用されている製品があり、下水処理施設でも全てを取り除けず、海洋に流出することが報告されています。

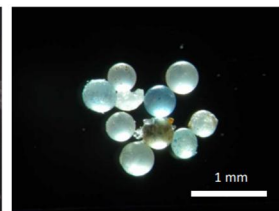
さらに、合成繊維製の衣類の洗濯時にも「マイクロファイバー」として放出されることが報告されています。

- 「マイクロプラスチック」となったごみの回収・処理は極めて困難です。「マイクロプラスチック」が発生しないよう発生抑制の取組の強化が必要といえます

(図・写真は環境省資料から引用)



洗顔料中のマイクロビーズ
(写真:東京農工大学高田秀重教授)



東京湾の海水から見つかったマイクロビーズ
(写真:東京農工大学高田秀重教授)

4.1 基本目標

- 本県の海岸は、全国に誇れる優れた自然環境に恵まれており、それを生かした漁業や観光等の産業も盛んに行われているほか、環境を守るための地域住民等による清掃活動等が森・川・海に至る各地域で行われています。
- 本県の海岸の優れた環境を守り、持続可能なものとして次世代に引き継いでいくためには、海岸漂着物等の回収・処理だけでなく、その原因となる廃棄物の発生抑制が重要です。また、国が策定した「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」にもあるとおり、海岸地域だけでなく内陸部も含めたすべての地域における共通の課題であるとの認識に立って、家庭、事業所、市街地、農地、河川、漁場等のあらゆる場所において、国民、事業者、民間団体、国、地方公共団体等すべての者が当事者意識を持って、真摯に対策に取り組んでいくことが求められています。
- 以上を踏まえ、本県における海岸漂着物対策の基本目標を以下のとおりとします。

森から川を経て海に至る流域全体で、県民が一体となって河川や海岸の環境美化、3Rの推進等に積極的に取り組み、良好な環境が保たれた海岸を守ります。

4.2 海岸漂着物対策の基本方針

この基本目標を達成するため、以下の基本方針で海岸漂着物対策に取り組みます。

1 海岸漂着物等の円滑な処理

- 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のための必要な措置を講ずるものとします。
- 海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理に当たっては、必要に応じ、市町村と連携を図るとともに、海岸漂着物等の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認められる場合における都道府県知事への協力要請等、都道府県との連携を図るものとします。

2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- 国内に由来して発生する海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着等したものであることを踏まえ、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となって、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律等の各種リサイクル法の適切な実施を始めとする3Rの推進や、ごみ等の投棄の防止、ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止を図り、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に努めます。
- 海洋プラスチックごみ対策としては、環境中で砕けマイクロプラスチックに変化して回収が困難となる前に円滑に処理する必要があるほか、その排出の抑制を図ることが重要であることから、違法行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、プ

プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、使い捨てのプラスチック製容器包装品のリデュース等による経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制等に努めます。

- 流域協議会をはじめ、県内各地域で海岸・河川の清掃活動を担う団体・企業等の主体的な活動を推進すべく、地域の活動を担う担い手の育成をはじめ、活動が継続していけるよう、必要な支援に努めます。
- 地域住民や企業による自主的な環境保全活動が展開できるよう、民間事業者等と連携しながら、必要なコーディネートに努めます。

3 環境学習・普及啓発

- 海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、海岸の環境保全等に関する環境学習やエシカル消費¹⁴等の消費者教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めます。
- 地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等について積極的かつ効果的な周知を図ります。
- 海岸漂着物等の効果的な広報や幼児から社会人までの幅広い層への学習資材（例：幼児向け：絵本など）の提供とともに、県民への環境学習の機会を積極的に設けます。
- 県民一人ひとりが海洋ごみ問題に関心を持ち、主体的に環境美化活動に参画していけるよう、県民運動への展開に向けた仕組みの構築に努めます。

4 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- 国や地方公共団体のほか、県民や民間団体、事業者、研究者等の多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体が相互に情報を交換しつつ連携・協力を図ります。

¹⁴ エシカル消費：地域の活性化や雇用等も含む、人や社会、環境に配慮した消費行動（倫理的消費）

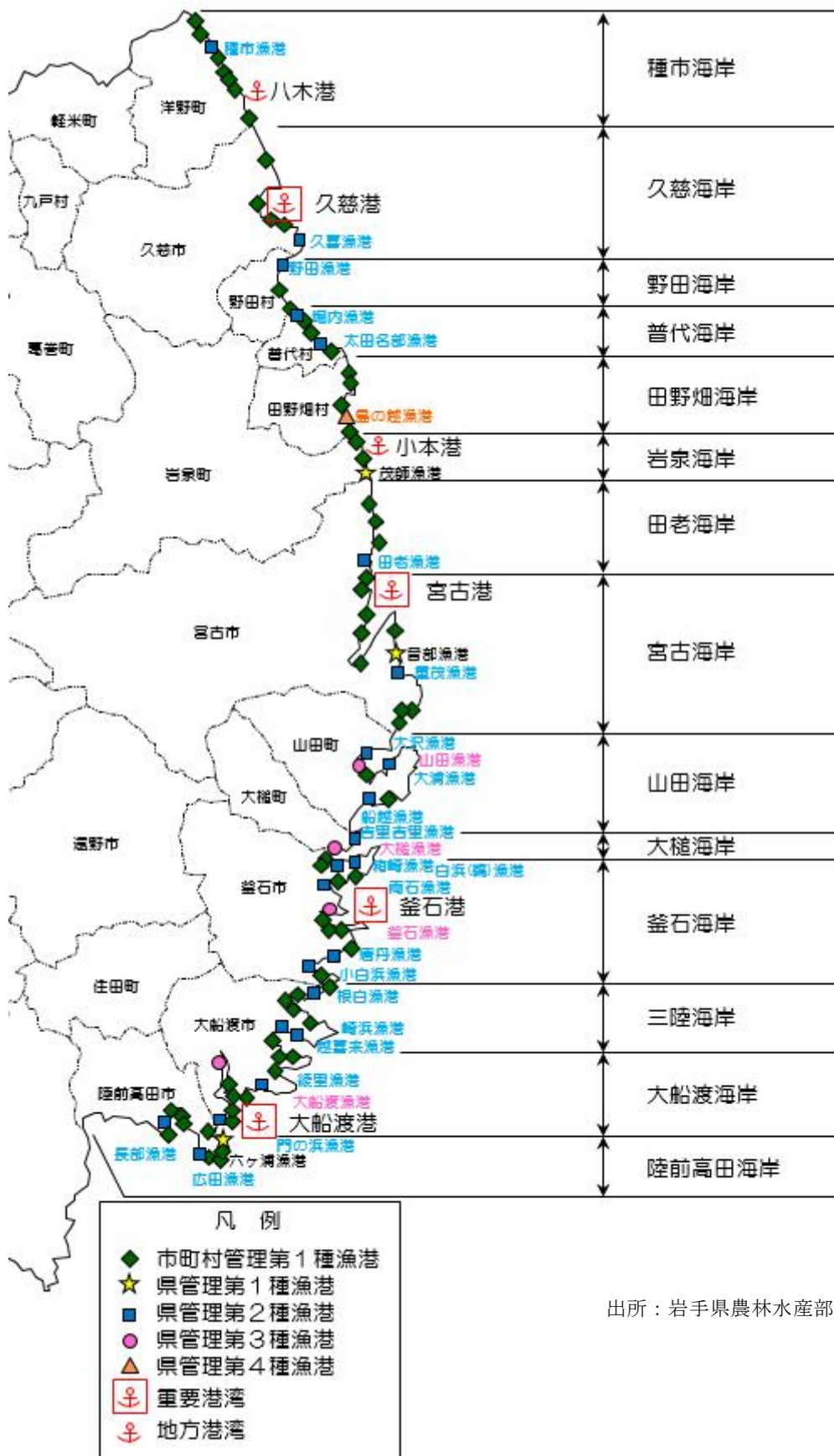
5.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定

- 国の基本方針においては、海岸漂着物等が海岸及び沿岸海域に集積することにより海岸における社会活動や良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じるおそれがあり、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域（重点区域）の設定に際しては、「地域でみられる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸や海底の利用の状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討することが望まれる」とされています。
- これを踏まえ、本県の海岸を14の海岸に区分¹⁵し（図5-1のとおり）、以下の4つの項目に基づき検討した結果、本県の海岸は全ての項目に該当し、海岸漂着物対策を重点的に推進する必要があることから、本県沿岸全域を重点区域とします。

- | | |
|----------|--|
| ① 景観・環境 | 国立公園・自然公園、ジオパーク等、景観や自然環境に配慮が必要と認められる区域 |
| ② 港湾・漁港 | 港湾及び漁港が存在し、船舶の航行や漁業等経済活動の観点から対策が必要と認められる区域 |
| ③ 海岸利用 | 海水浴場、レクリエーション施設等が存在し、観光や利用の観点から対策が必要と認められる区域 |
| ④ 海岸漂着物等 | 海岸漂着物等の状況調査において海岸漂着物等が確認された区域 |

¹⁵ 「海岸の区分及び名称の統一について」（昭和32年11月25日付通達）に従い、市町村（旧市町村）の区域により区分した。

図 5-1 本県の海岸の状況



出所：岩手県農林水産部漁港漁村課作成

5.2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

- 「4.2 海岸漂着物対策の基本方針」を踏まえ、重点区域に関する海岸漂着物対策を定めます。
- 大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生ずるおそれがあることから、それぞれの地域における自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件等を踏まえ、県民、事業者、民間団体、行政等が互いに連携・協力し、それぞれの役割分担のもと重点区域における海岸漂着物対策を継続的に実施するものとします。

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理

ア 海岸管理者等の処理の責任

(ア) 海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、海岸等の清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるものとします。

その際には、海岸漂着物等の漂着状況や処理の実施状況等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処理に関して地域の関係者間との調整により、適切な役割分担を定めるものとします。

また、海岸が民有地等である場合は、その占有者又は管理者が、その海岸の清潔が保たれるよう努めるものとします。

(イ) 市町村の協力義務

沿岸市町村は、海岸漂着物処理推進法第17条第3項に基づき、地域住民等の海岸美化活動を支援するとともに、海岸管理者等と連携した海岸漂着物等の回収や、回収された海岸漂着物等の収集・運搬、市町村等のごみ処理施設での処分等に取り組むものとします。

取組に当たっては、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、地域住民等をはじめとする関係者間との調整に努めるものとします。

イ 市町村の要請

沿岸市町村は、海岸管理者等が管理する海岸等に海岸漂着物等が集積することにより、住民の生活又は経済活動に支障が生じている場合は、必要に応じて、海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置をとるよう要請するものとします。

要請を受けた海岸管理者等は、必要な措置を講ずるものとします。

ウ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

県は、モニタリング調査等により海岸漂着物等の発生状況を把握し、海岸漂着物等の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、当該他の都道府県に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して積極的に協力するよう求めるものとします。国外由来の海岸漂着物等については、国に対して当該発生国での対策を進めるよう要請します。

また、県は、他の都道府県から協力を求められたときは、その協力依頼の趣旨を踏まえて、協力を求めた都道府県と情報を共有し、海岸漂着物等の処理及びその発生抑制等のために、積極的に所要の措置を講ずるよう努めます。

エ 漂流ごみ等の円滑な処理の推進

漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼす場合や漁業や観光業等の経済活動に支障を及ぼしている場合には、国、県及び市町村等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得る等して、処理の推進を図るよう努めるものとします。

特に、市町村等が海岸漂着物等の回収BOXを漁港内に設置し、漁業者による自主的な海岸漂着物等の回収が効果的なことから、環境省が令和4年度に策定した「漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収マニュアル」を周知し、環境省補助事業を活用しながら、漁業者等と連携した取組について支援していきます。

オ 海岸漂着物等の適正処理

海岸管理者等や沿岸市町村は、回収された海岸漂着物等について、廃棄物処理法に基づき、適正に収集・運搬及び処分を行うものとします。流木、廃プラスチック、金属などで再生利用が可能なものにあつては、可能な限り再生利用に努めるものとします。

(ア) 不法投棄物の適正処理

県や沿岸市町村は、海岸漂着物等が不法投棄等によって生じたものであることが明らかである場合は、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づき、その原因者の責任において処理がなされるよう、必要な措置を講ずるものとします。

(イ) 災害廃棄物等の適正処理

海岸管理者等や沿岸市町村は、自然災害により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合には、国や関係機関と連携しつつ、災害関連制度を活用しながら円滑な処理に努めるものとします。

(ウ) 大量の海岸漂着物等が集積する地域における処理の推進等

県は、海岸漂着物等により地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがある場合は、環境省その他の関係行政機関に対し、当該海岸漂着物等の処理について協力を求めるものとします。

(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

ア 流域圏が一体となった取組の推進

県は、森川海条例に基づき策定している流域基本計画に基づき、森と川と海の保全等を図るための取組を推進します。

(ア) 住民参加による環境保全活動の実施

県は、地域の関係者のネットワークである流域協議会の運営、流域が一体となった活動のコーディネートや先進的な取組の情報提供等により、河川・海岸の環境美化のための清掃活動や水生生物調査といった、地域の資源を生かした自主的な環境保全活動の実践を推進します。

(イ) 各流域で活動する団体の連携

県は、環境保全活動や水を守り育てる活動に関する関係者が集まる場を設け、情報交換を通じて連携交流を促すことにより、活動の活発化を図ります。

(ウ) 優良事例の表彰

県は、優れた環境保全活動を実践し、他の模範となる団体・個人を表彰します。

イ 海岸・河川清掃を担う団体の育成等

流域協議会や県内各地域で海岸・河川の清掃活動を担う団体・企業等の主体的な活動

を推進すべく、地域の活動を担う担い手の育成をはじめ、活動が継続していけるよう、必要な支援に努めます。併せて、地域住民、小中学校や高等学校などの教育機関、企業による自主的な環境保全活動が展開できるよう、民間事業者等と連携しながら、必要なコーディネートに努めます。

ウ プラスチックごみの削減等 3 R の推進

県は、プラスチック資源循環戦略や国の基本方針、更にはプラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、3 R 推進キャラクター「エコロル¹⁶」を活用した県民への普及啓発や事業者の取組の促進等により、3 R の推進に取り組みます。

(ア) いわて三ツ星ecoマナーアクション

いわての豊かな環境と資源を次世代に引き継いでいくため、環境と共生する我々に必要な3つのecoマナーを「いわて三ツ星ecoマナー」として掲げ、取組（アクション）を分かりやすく表示した「アイコン」を活用しながら、エコショップ、事業者団体、市町村等と連携して、使い捨てプラスチックの排出抑制等に取り組みます。

【いわて三ツ星ecoマナー1】ごみのポイ捨てや不法投棄をしない

【いわて三ツ星ecoマナー2】レジ袋等の使い捨てプラスチックの使用は控える

【いわて三ツ星ecoマナー3】食事は“楽しく・おいしく・残さず食べる”

eco マナー	主なアクション	掲示用アイコン (例)
1 ごみのポイ捨てや不法投棄をしない	- ごみを分別して捨て、外出時にごみ箱がない時には持ち帰る行動の推進 - イベント等での普及啓発（アイコン掲示） - 道路、河川、海岸等における清掃活動 - 不法投棄監視パトロールの実施等	
2 レジ袋等の使い捨てプラスチックの使用は控える	- 買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋はもらわない活動の推進 - 使い捨てプラスチック（ストローやスプーン等）を使わない取組の推進 - エコショップいわて認定店等との連携による普及啓発活動の実施（レジにアイコン掲示等）	
3 食事は“楽しく・おいしく・残さず食べる”	- 食事を残さず食べる行動の推進 「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」による宴会時の「3010 運動」の推進 「もったいない・いわて☆食べきり協力店」等との連携による普及啓発活動の実施	

¹⁶ エコロル：ごみの減量化とリサイクルを推進するため、3 R に基づくライフスタイルの実践を呼びかける「もったいない・いわて3 R 運動」の運動の一環で、平成25年11月から岩手県3 R 推進キャラクターとして使用しているもので、食育キャラバンや幼稚園・保育園訪問事業その他イベントへの出演や、チラシなどに使用可能なイラスト画像の配布などにより活用している。



(イ) 環境省「プラスチック・スマート」キャンペーンに基づく取組

(ア)の「いわて[★][★][★]ecoマナーアクション」の活動の推進を図るとともに、県内の市町村等に対し、海洋プラスチック問題の解決に貢献する取組（ポイ捨て・不法投棄の撲滅運動、散乱ごみや海岸漂着物等の回収等の清掃活動、使い捨てプラスチックの排出抑制、レジ袋の削減、リユース食器の利用等）の登録を呼びかけます。

また、登録された取組の中から実践可能な取組を紹介し、使い捨てプラスチック等の削減を推進します。

(ウ) エコ協力店いわて認定事業

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店・サービスを営む事業所（エコショップ）、飲食店（エコレストラン）、宿泊施設（エコホテル）の新規認定店の増加に努めます。

また、レジ袋や使い捨てプラスチックの削減等に優れた実績を挙げた店舗や先駆的な取組を実施している店舗等を「エコ協力店いわて優良事例」として表彰することや、6月の環境月間や10月の3R推進月間を中心に店頭等でのPR活動を行うこと等により、その利用を推進します。

(エ) 岩手県再生資源利用認定製品制度による認定

「岩手県再生資源利用認定製品制度」に基づき、要件に合致する多くの製品を認定することができるよう、県のホームページや業界団体への周知等を通じて、制度の周知や製品のPRを継続して行います。

(オ) 産業・地域ゼロエミッション推進事業

平成22年に配置した「地域ゼロエミッションコーディネーター」（民間企業において製造業等の工程管理、環境管理等に携わった経験を有する非常勤職員）を派遣し、廃棄物の削減や再資源化、産業廃棄物税等を財源とする「産業・地域ゼロエミッション推進事業」の活用について助言する等、廃棄物の3Rに取り組む事業者を積極的に支援します。

(カ) プラスチック資源循環促進法に基づく取組

プラスチック資源循環促進法を踏まえ、事業者によるプラスチックごみの排出抑制、再資源化に向けた取組を推進するとともに、市町村が行うプラスチックごみの分別収集・再資源化に向けた取組に対して技術的支援を行います。

併せて、使い捨て（ワンウェイ）プラスチック製品の使用抑制や、プラスチックの代替となる製品の普及が進むよう、県民・事業者への普及啓発活動を行います。

(キ) 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

農協、市町村、県等で構成する各地域協議会が中心となって農業用廃プラスチックの回収処理を継続して行います。

併せて、緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻がほ場から流出することによる環境影響が懸念されることから、流出防止に向け、全農・全国複合肥料工業会・日本肥料アンモニア協会において、「2030年にはプラスチックを使用した被覆肥料に頼らない農業に。」をモットーに令和4月1月に「緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻の海洋流出防止に向けた取組方針」を策定しました。この方針を受け、被覆殻の流出防止、代替肥料の活用などのロードマップが示され、取組が進められていることから、

農協、市町村、県が連携して農業者への浸透を図ります。

(ク) 漁業用廃プラスチックの適正処理の推進

「漁業系廃棄物処理ガイドライン」に基づき、漁業系廃棄物の適正な分別取集と処理、再生利用の促進等に取り組むこととし、各漁協において、漁業系廃棄物の適正処理と漁業者による回収などの取組を推進していきます。

エ ごみ等の投棄の防止等

県及び市町村は、陸域に起因する海岸漂着物等が河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流入することを踏まえ、流域圏を含むごみ等の投棄の防止を図るため、環境省が定める「海ごみゼロウィーク」（5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後の期間）、環境月間や不法投棄追放月間等において、以下の取組を推進します。

(ア) クリーンいわて運動の実施

「環境月間」である6月を強調月間として、散乱ごみの収集等環境美化活動やポスター・パンフレット等による普及啓発活動を実施します。

(イ) 不法投棄監視パトロールの実施

広域振興局等管内毎に警察署、海上保安部、市町村、一般社団法人岩手県産業資源循環協会等を構成員とした合同会議により、効果的な監視等の方策を検討し、合同パトロールを実施します。

(ウ) 青森・秋田・宮城県境合同会議・合同パトロールの実施

青森・秋田・宮城県に接する広域振興局等において、隣接する県の地方機関と合同でパトロールを実施します。

(エ) 産業廃棄物適正処理指導員（産廃Gメン）による活動

県内に産業廃棄物適正処理指導員を配置し、不適正処理の調査及び指導を実施します。

(オ) 広域連携によるスカイパトロールの実施

北海道、東北6県及び新潟県と連携し、県警本部、海上保安部署との連携・協力のもと、ヘリコプターによるスカイパトロールを実施します。

オ ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

県民及び事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散しないように、その所持する物や管理する土地を適正に管理し、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。

また、県及び市町村は、土地の管理者等に対し、土地の適正管理等について必要な助言、指導を行うものとします

カ 流木等の水域等への流出の防止

森林においては、流域治水の取組とも連携を図りながら、治山ダムの設置と併せて、流下危険木の除去などの流木対策に取り組めます。

河川においては、洪水や台風等の災害によって河川内の立木が流木となり水域に流出することがないように、支障となる樹木を伐採する等適正な維持管理を行います。

(3) 環境学習・普及啓発

県、市町村及び海岸管理者等は、県民の意識の高揚とモラルの向上や、海岸漂着物等の発生抑制を図るため、その現状、処理・発生抑制対策等の各種施策に係る環境学習、普及

啓発を行うものとします。

ア 環境学習

県、市町村及び海岸管理者等は、県民、特に、次代を担う児童等にいわたの環境の重要性を理解し、3Rの意識を持って行動してもらうため、海岸や河川での清掃活動等体験活動を含めた環境学習を行う等、海岸漂着物等に係る現状や環境保全等に関する教育、学習の振興に努めるとともに、幼児、小中学校や高等学校などの教育機関と大学等の研究・地域連携機関がタイアップしながら、海岸漂着物等の調査・研究を通じた学習の環境整備に努めます。さらに、地域で中心となって活動する環境人材の育成を行います。

イ 普及啓発

県、市町村及び海岸管理者等は、インターネット等を活用して海岸漂着物等の処理の推進に係る施策等について県民へ情報提供を行い、普及啓発に努めます。併せて、普及啓発に係る効果的な広報や啓発資材の発行・提供に努めます。

ウ 県民一人ひとりが主体となった取組の推進

県は、民間団体等とも連携しながら、県民一人ひとりが海洋ごみ問題に関心を持ち、主体的に環境美化活動に参画していけるよう、先進事例の知見を参考としつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）¹⁷の視点を盛り込んだ、県民運動への展開に向けた仕組みの構築を研究し、早期の実用化に向けて検討を進めます。

エ 民間団体等との連携

県、市町村及び海岸管理者等は、海岸漂着物対策の推進に当たり、地域に貢献するとともに重要な役割を果たしている民間団体等との情報共有等、様々な連携を図り、普及啓発や環境学習を推進するように努めます。

¹⁷ DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会をめざし、デジタル技術を活用した住民の利便性向上をめざす取組のこと。

6.1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力

- 海岸漂着物対策の推進に当たっては、国、県、市町村、海岸管理者、民間団体等の多様な主体が、海岸漂着物対策に関するそれぞれの取組等を尊重しながら、それらの適切な役割分担のもとに相互協力することが必要不可欠です。
- 地域に根付いて海岸や河川の清掃活動等を展開し、海岸漂着物対策に重要な役割を果たしている民間団体等の自発性や自主性を尊重し、その活動の充実に向けて、広報活動、調査研究等の結果の提供、各種の助成制度に関する情報の提供等を通じて、民間団体等の活動の支援に努めます。
- 各主体が相互に情報を共有し、連携・協力するため、海岸漂着物対策推進協議会の設置等、ネットワークづくりに取り組みます。また、海岸漂着物等の発生抑制について、隣県との情報交換等を行い、流域圏の関係主体が一体となった取組の推進に努めます。

6.2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担は、表 6-1 に示すとおりです。

表 6-1 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

主 体	役 割	
海岸 管理者等	○ 海岸漂着物等の適正処理 ○ 関係者との情報共有、連携	・ 海岸漂着物対策の実施の主体として、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずる。 ・ 海岸漂着物等の発生抑制のため、関係者との情報共有、連携を図る。
県	○ 海岸漂着物対策推進協議会の運営（事務局） ○ 関係団体との情報共有、連携 ○ 発生抑制対策の推進 ○ 情報発信、環境学習、普及啓発の実施 ○ 活動団体への支援	・ 海岸漂着物対策における関係者の円滑な意思疎通や連絡調整を図るため、海岸漂着物対策推進協議会を設置し、その運営（事務局）を行う。 ・ 市町村、国、隣県等との情報を共有し、連携を図る。 ・ 地域住民等が行う海岸・河川の清掃活動を促進するとともに、3Rの推進、ポイ捨て・不法投棄の防止等、発生抑制対策を推進する。 ・ 海岸漂着物等の発生状況、海岸漂着物対策に関する情報を広く発信し、各主体が果たすべき役割等について普及啓発を図るほか、環境学習の機会を提供する。 県民が主体的に環境美化活動に参画できる仕組みを構築するよう努める。 ・ 流域協議会をはじめ、海岸・河川清掃等を行う団体の担い手育成をはじめ、活動が継続できるよう必要な支援に努める。

主 体	役 割	
沿 岸 市町村	○ 海岸漂着物等の適正処理に関する海岸管理者への協力 ○ 海岸・河川の清掃活動の促進、発生抑制対策 ○ 環境学習、普及啓発の実施	・ 海岸漂着物等の処理に関し、海岸管理者等と連携し、海岸漂着物等の回収、市町村等のごみ処理施設での処分等について協力する。 ・ 海岸漂着物等の集積による住民の生活等に支障が生じている場合は、海岸管理者に対し、処理を行うよう要請する。 ・ 地域住民等が行う海岸・河川の清掃活動を促進するとともに、3Rの推進、ポイ捨て・不法投棄の防止等に取り組む。 ・ 民間団体や学校等と連携し、住民に対する環境学習の機会の提供や普及啓発に取り組む。
内 陸 市町村	○ 河川の清掃活動の促進、発生抑制対策 ○ 環境学習、普及啓発の実施	・ 河川等を経て海へ流出するごみを抑制するため、地域住民等による河川の清掃活動を促進するとともに、3Rの推進、ポイ捨て・不法投棄の防止等に取り組む。 ・ 民間団体等と連携し、住民に対する環境学習の機会提供や普及啓発に取り組む。
国 ・ 研究機関	○ 外交上の適切な対応及び関係国への防災対策の要請 ○ 地方自治体との情報共有・連携、財政上の措置 ○ 専門的な情報の提供	・ 周辺国から漂着した廃棄物については、漂着状況の把握を行うとともに、関係国に対して原因究明や防止対策の実施を強く要請する。 ・ 地方自治体との間で、海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査の結果等について、情報共有や連携に努めるとともに、海岸管理者等が円滑に処理を進められるよう、回収処理費等、必要な財政上の措置を講ずる。 ・ 専門的立場から海岸漂着物対策に係る情報提供を行う。
県 民	○ 持続可能な社会の実現に向けた3Rの実践 ○ 海岸・河川等の清掃活動への参加	・ 日常生活から生ずるごみが環境に与える影響等について理解し、持続可能な社会の実現に向けて一人ひとりが3Rに取り組む。 ・ 海岸に限らず、ごみのポイ捨てや不法投棄をしない、マイバッグの持参等により使い捨てプラスチックの使用は控える等の取組を実践する。 ・ 生活系ごみの減量化や再使用等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、リサイクルのための分別収集に協力する。 ・ 海岸等で出たごみは持ち帰る等適切に処理するとともに、海岸・河川清掃への参加等を通じて環境の保全に努める。

主 体	役 割	
事業者 ・ 事業者 団 体	○ プラスチックごみの発生抑制 ○ 廃棄物の適正処理 ○ 海岸・河川清掃等への参加、協力、支援 ○ 構成員事業者に対する情報提供等の支援	・ 使い捨てプラスチック製品の削減、循環的な利用、代替製品への置き換え等により、プラスチックごみの発生抑制に努める。 ・ 事業活動に伴って生ずる廃棄物の３Ｒを推進するとともに、適正に処理する。 ・ 海岸・河川清掃等への参加や協力、支援を積極的に行い、地域への貢献に努める。 ・ 事業者が行うプラスチックの発生抑制等の３Ｒの取組を推進する情報の提供、事業者間の連携・協力の促進等の支援を行う。
民 間 団体等	○ 海岸・河川清掃等への参画や普及啓発の促進 ○ 環境教育、環境学習の振興	・ 地域の活動の担い手・つなぎ手として、県・市町村等と連携して、海岸・河川の清掃活動や普及啓発の取組を促進する。 ・ 学校等と連携し、海岸の環境保全等に関する教育や学習の振興に努める。

7.1 モニタリングの実施

県は、海岸管理者等の協力を得ながら、環境省が定める地方公共団体向けの漂着ごみ組成調査のガイドラインを踏まえ、海岸漂着物等の組成及び存在量並びにこれらの経年変化を把握するための定期的な調査を行います。併せて、生態系への影響が懸念されるマイクロプラスチックの実態を把握すべく、本県海域におけるプラスチックごみの実態調査を継続して行います。

県、市町村は、調査結果の分析を行い、具体的な対応策等を検討します。

また、調査結果については、県ホームページに掲載する等により、国、県、市町村、河川・海岸清掃ボランティア等と情報を共有するとともに、広く県民に広報し、海岸漂着物等に関する普及啓発を図ります。

7.2 災害等の緊急時における対応

県、市町村及び海岸管理者等は、災害等により大量の海岸漂着物等が発生し、危険物が漂着した場合、速やかに情報収集に努め、地域住民への周知及び適正処理を実施します。

そのため、各海岸管理者や市町村の所管課の連絡先について広く県民に周知し、連絡体制の構築に努めます。

7.3 海岸漂着物対策活動推進員・海岸漂着物対策活動推進団体の育成・支援

県は、住民や民間団体への情報提供や海岸漂着物等の処理等に関する助言の実施、普及啓発等に当たっては、必要に応じて、環境省の「環境カウンセラー」や県の「環境アドバイザー」等の助言を得ます。また、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に識見等を有する個人・団体である海岸漂着物対策活動推進員・海岸漂着物対策活動推進団体（海岸漂着物処理推進法第16条）となり得る担い手の育成と担い手が活動できるよう必要な支援に努めます。

7.4 地域計画の見直し

県は、社会経済情勢の変化、海岸漂着物処理推進法その他の制度の改正、県内の取組状況等を踏まえ、必要な見直しを行います。

地域計画の見直しに当たっては、海岸漂着物対策の実施状況について振り返りを行うとともに、モニタリング調査による発生状況のデータ等に基づき、SDGs等を踏まえた持続可能な社会の実現を見据えた指標の設定等を含め、必要な対策を検討します。

また、対策の検討に当たっては、岩手県海岸漂着物対策推進協議会¹⁸における協議、隣接県や関係機関への意見聴取等により、幅広く意見を求めます。

地域計画の見直しを行った場合は、広く県民に周知します。

¹⁸ 岩手県海岸漂着物対策推進協議会：地域計画の作成又は変更に関する協議、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整等を行うため、海岸漂着物処理推進法第15条第1項の規定に基づき県が設置する組織

問　い　合　わ　せ　先

岩手県環境生活部　資源循環推進課

〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10番1号

電話　019-629-5367　FAX　019-629-5369

E-mail　AC0003@pref.iwate.jp